

鳥取県造林事業実施要領の運用について

制 定	平成 18 年 6 月 13 日付第 200600016903 号鳥取県農林水産部長通知
一部改正	平成 18 年 11 月 17 日付第 200600112328 号鳥取県農林水産部長通知
	平成 19 年 6 月 28 日付第 200700054272 号鳥取県農林水産部長通知
	平成 19 年 11 月 15 日付第 200700122946 号鳥取県農林水産部長通知
	平成 20 年 11 月 4 日付第 200800117525 号鳥取県農林水産部長通知
	平成 22 年 7 月 30 日付第 201000063118 号鳥取県農林水産部長通知
	平成 23 年 8 月 25 日付第 201100083825 号鳥取県農林水産部長通知
	平成 24 年 7 月 27 日付第 201200066372 号鳥取県農林水産部長通知
	平成 25 年 8 月 8 日付第 201300073754 号鳥取県農林水産部長通知
	平成 26 年 7 月 29 日付第 201400069707 号鳥取県農林水産部長通知
	平成 27 年 8 月 19 日付第 201500073976 号鳥取県農林水産部長通知
	平成 28 年 8 月 10 日付第 201600073923 号鳥取県農林水産部長通知
	平成 29 年 6 月 29 日付第 201700031800 号鳥取県農林水産部長通知
	平成 30 年 6 月 18 日付第 201800052748 号鳥取県農林水産部長通知
	平成 31 年 3 月 29 日付第 201800351773 号鳥取県農林水産部長通知
令和元年 8 月 7 日付第 201900119353 号鳥取県農林水産部森林・林業振興局長通知	令和 2 年 3 月 23 日付第 201900326393 号鳥取県農林水産部長通知
	令和 2 年 6 月 29 日付第 202000061641 号鳥取県農林水産部長通知
	令和 3 年 3 月 16 日付第 202000311310 号鳥取県農林水産部長通知
	令和 3 年 6 月 23 日付第 202100060533 号鳥取県農林水産部長通知

鳥取県造林事業実施要領（平成 14 年 8 月 2 日付森保第 337 号鳥取県農林水産部長通知以下「要領」という。）の細部は、本運用によるものとする。

1 事業の内容等

要領第 1 に規定する事業内容については、以下のとおりとする。

(1) 人工造林、樹下植栽等について

- ア 人工造林又は樹下植栽等における地拵え（天然更新による森林の育成を目的として行うものを除く。）を実施した施行地においては、当該地拵えを実施した年度又は翌年度内に植栽又は播種を実施するものとする。
- イ 天然更新による森林の育成を目的として行う地拵えを実施した施行地において、当該地拵えを実施した年度（地拵えに先行して更新伐を実施した場合は当該更新伐を実施した年度）の翌年度から起算して 2 年を経過して更新が確実に図られていないと知事が判断したときは、植栽又は播種を実施するものとする。
- ウ 低質林等における前生樹の伐倒、除去（以下「特殊地拵え」という。）は、次に掲げるいずれかの要件を満たす場合に実施できるものとする。
 - (ア) 立木の蓄積が 1 ヘクタール当たりおおむね 30 立方メートル以上 80 立方メートル以下で小径木が大部分を占める森林（竹林の場合はその蓄積が 1 ヘクタール当たりおおむね 100 束以上の竹林）において行うものであること。ただし、保全松林緊急保護整備の特殊地拵えについては、この限りではない。

- (イ) 立木の蓄積が 1 ヘクタール当たりおおむね 30 立方メートル以上の火災、気象害、噴火災、病虫獣害等による被害（以下「気象害等」という。）による被害森林において行うもの又は保全松林緊急保護整備の松林保護樹林帯造成として行うものであること。
- エ 特殊地拵えを実施した場合は、原則としてその実施の翌年度から起算して 2 年以内に植栽による更新を行うものとする。
- オ 特殊地拵えのうち、伐採前特殊地拵え（副林木が旺盛に繁茂している等により公益的機能の高度発揮が困難な人工林において、副林木の伐倒、除去を行うものをいう。）については、副林木に主林木を含めて伐採する場合の主林木の伐採本数の割合は、当該主林木のおおむね 20 パーセントの範囲内とする。
- カ 特殊地拵えには搬出集積を含むことができるものとする。

(2) 花粉発生源植替え

- ア 立木の伐倒から植栽までの全てを同一の事業主体（事業主体が森林所有者から施業の実施について委託を受けている場合を含む。）が実施する場合に限るものとし、伐倒については、当該林分の主林木（スギ及びヒノキ人工林に限る。）のおおむね 70 %以上について行うとともに、植栽については、コンテナ苗の花粉症対策苗木等を使用するものとする。
- イ 当該施業が森林経営計画に基づかない場合にあっては、鳥取県補助金等交付規則（昭和 32 年鳥取県規則第 22 号。以下、「規則」という。）第 5 条の申請書、又は鳥取県造林事業費補助金交付要綱（平成 14 年 8 月 2 日付森保第 336 号鳥取県農林水産部長通知。以下、「要綱」という。）第 9 条で規定する特定機関の場合、要綱第 13 条第 1 項の届出書（以下「申請書等」という。）提出時に、当該施業を実施した林分が森林経営計画の対象森林であることを又は事業の完了年度の翌年度までに当該施業を実施した林分が森林経営計画の対象森林となることを確認できる場合に限るものとする。
- ウ 当該施業について、現に野生鳥獣による被害が発生している林分又は今後発生するおそれがある林分で実施する場合には、林木被害防止施設等整備により、植栽した造林木の保護に努めるものとする。
- エ 当該施業において用いる花粉症対策苗木等とは、「スギ花粉発生源対策推進方針」（平成 13 年 6 月 19 日付 13 林整保第 31 号林野庁長官通知）の別紙の花粉症対策苗木及び以下の（ア）から（ウ）の品種とする。
- （ア）スギ精英樹八頭 6 号
（イ）スギ精英樹八頭 9 号
（ウ）スギ精英樹東伯 3 号

(3) 雪起こしについて

雪起こしは、育成しようとする立木の成立本数の 30 パーセント以上が倒伏した林分において実施するものとする。

(4) 倒木起こしについて

倒木起こしの実施期間は、倒木被害の発生した会計年度及び翌年度内とする。

(5) 下刈りについて

- ア 下刈りは、原則 I 齢級以下の林分を補助対象とする。ただし、II 齢級の林分であって、目的樹種の平均樹高が 3 メートル以下の林分、又はクズ、竹が繁茂している林分において、下刈りの必要性がある場合はこの限りでない。

(6) 枝打ちについて

枝打ちは、スギ、ヒノキの林分で雄花の多い立木を主体に実施するものとし、本数実施率が60%以上、かつ、地上1メートル以上の高さの生枝を1メートル以上打ち上げたものを補助対象とする。なお、枝打ちの高さは地上おおむね8メートルを上限とする。

(7) 除伐、保育間伐、間伐及び更新伐について

ア 保育間伐、間伐及び更新伐において、不良木の淘汰（育成しようとする樹木の一部を伐採することにより本数密度の調整、残存木の成長促進等を図ることをいう。）を実施する場合は、育成しようとする樹木の立木本数の20パーセント（地形等により気象害の発生が明らかに予想される場合又は施業体系から20パーセント未満とすることが適切であると判断される場合は10パーセント）以上伐採する場合に補助対象とする。

また、除伐において不用木の除去（育成しようとする樹木以外の木竹であって、育成しようとする樹木の生育の妨げとなるものを伐採することをいう。）のみを実施する場合は、原則として不用木を全て除去する場合に補助対象とする。

イ 森林経営計画に基づいて行う保育間伐及び間伐とは、当該計画において間伐として計画されているものに限る。

また、森林経営計画に基づいて行う更新伐とは、当該計画において主伐として計画されているものに限る。

ウ 森林経営計画の対象森林を含む林班（以下「森林経営計画対象林班」という。）内で当該計画に基づいて行う間伐及び更新伐と一体的に行う間伐及び更新伐の施行地については、補助金交付申請時又は申請後に当該計画の対象森林に取り込むことを確認できるものに限る。

また森林経営計画対象林班と隣接し路網で直接接続する林班（以下「隣接林班」という。）内で当該計画に基づいて行う間伐及び更新伐と一体的に行う間伐及び更新伐の施行地については、当該計画の森林の経営に関する長期の方針において、当該計画の対象森林に取り込む旨を記載しているものに限る。

エ 特定間伐等促進計画に基づき、「多様な森林整備推進のための集約化の促進について」（平成19年3月30日付18林整整第1250号）に定める集約化実施計画の対象森林において、間伐又は更新伐を複数の施行地で実施する場合については、全ての施行地が同一の集約化実施区域内にあることとし、その実施に当たっては、「多様な森林整備のための集約化の促進について」の運用について（平成26年9月1日付26林整整第422号）によるものとする。

オ 保育間伐及び間伐の伐採率については、アに定める下限のほかに上限は特に設けないが、市町村森林整備計画に定められた間伐の標準的な方法及び以下に留意して間伐を行うものとする。

（ア）森林経営計画に基づいて行う保育間伐及び間伐については、「森林経営計画制度運営要領」の制定及び「森林施業計画制度運営要領」の廃止について（平成24年3月26日付け23林野計第230号林野庁長官通知。以下「運営要領通知」という。）の「森林経営計画制度運営要領」Iの5の（1）において、森林経営計画の遵守の判断基準として「法第11条第5項第2号イの農林水産省令で定める 植栽、間伐その他の森林施業の合理化に関する基準及び同号ロの農林水産省令で定める公益的機能別森林施業の実施に関する基準に従って、森林経営計画に定められた森林の施業及び保護を実行すること」とされていること。

（イ）特定間伐等促進計画及び経営管理実施権配分計画に基づいて行う保育間伐及び間伐については、森林法第五条第一項に規定する地域森林計画及び同法第十条の五第一項に規定する市町村森林整備計画等に定められた間伐又は造林に関する事項に適合すること。

カ 除伐、保育間伐、間伐及び更新伐の実施に当たっては、過去5年以内に同一施行地におい

て国庫補助事業による除伐、保育間伐、間伐又は更新伐を実施していない場合に補助対象とする。ただし、アの規定により、地形等により気象害の発生が明らかに予想され又は施業体系から伐採率を20パーセント未満とすることが適切であると判断され10パーセント以上20パーセント未満の伐採が行われた保育間伐、間伐又は更新伐の施行地については、その実施から5年を経過していくなくても実施することができるものとする。

キ 森林緊急造成による除伐において、不用木が主林木の成長を阻害することが明かに予想される場合には、VII齢級以下の林分又は伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18センチメートル未満の林分において実施することができる。

ク 保育間伐において、森林環境保全直接支援事業として実施する場合については、次により実施するものとする。

新型コロナウイルス感染症による経済活動の急速な縮小に伴う地域の木材需要の急変により、林業事業体の雇用の維持、事業の継続の観点から緊急に必要と認められる場合においては、保育間伐の対象齢級をXII齢級まで拡大することができる。

ケ 保育間伐及び更新伐において、特定森林再生事業として実施する場合については、次により実施するものとする。

(ア) 二次災害や病虫害の発生、景観の悪化等、公共性、公益性の観点から必要と認められる場合においては、伐採木の林内からの除去も含め流出防止に努めるものとする。また、同様の観点から、早期に実施する必要があると認められる場合においては、過去5年以内に保育間伐、間伐又は更新伐が実施された施行地であっても実施できるものとする。

(イ) 保育間伐においてはXII齢級まで実施することができる。

コ 更新伐について

(ア) 更新伐のうち、整理伐（天然林の質的・構造的な改善を目的とするものをいう。）を行う場合は、当該林分の主林木のおおむね70パーセント以上の伐採を必要とする場合に行うもの（ただし森林經營計画に基づいて行う場合は、この限りではない）とする。

(イ) 更新伐のうち、人工林整理伐（人工林において天然更新を図り針広混交林化、広葉樹林化を促進することを目的とするもの（長期育成循環施業の一環として行うものを除く。）をいう。）を行う場合、主林木の伐採本数の割合は当該主林木のおおむね50パーセント以下とし、残存木の間隔が主伐木の平均樹高の2倍までの帯状、群状の伐採ができるものとする。

(ウ) 長期育成循環施業の一環として更新伐を実施する場合は、「長期育成循環施業の実施について」（平成13年3月30日付け12林整整第718号林野庁長官通知。）に定める方法により伐採を行うものとする。

サ 要領第1の1の(1)のケのただし書きにおいては、次の表の左欄に該当する林齢階層の区分に応じ主林木が右欄に掲げる本数を超えている林分を補助対象とする。

間伐対象林分の齢級及び林齢		間伐後の 100m ² 当たり 生立本数 (本)
齢級	林齢	
13齢級	61年～65年	8
14齢級	66年～70年	7
15齢級	71年～75年	7
16齢級	76年 以上	7

(8) 衛生伐について

保全松林緊急保護整備のうち保全松林健全化整備で行う衛生伐については、松くい虫による被害の程度が激甚でない松林において行うものとする。

(9) 被害森林整備を松くい虫被害林分において行う場合には、本数被害率が5パーセント以上の松林（天然林を含む。）において実施することができる。

(10) 付帯施設等整備について

ア 鳥獣害防止施設等整備については、野生鳥獣による被害が継続している地域において実施するものとし、当該野生鳥獣防止施設等整備と一体的に実施することとされている施業の開始時期の2年前から当該施業の実施後5年を経過するまでの間に実施できるものとする。

なお、防護柵の設置に当たっては、野生鳥獣の移動の制御等を図る目的で設置する簡易な工作物とし、保護すべき施行地（予定地を含む。）が小規模・分散している場合には、複数の施行地を含む森林を対象とすることができる。

イ 鳥獣害防止施設等整備における施設改良については、次に掲げる全ての要件に該当するものであること。

（ア）森林整備事業の実施における標準的な規格（過去に示されていたものを含む。）に相当すると認められる既設の防護柵の改良であること。

（イ）改良の内容については、防護柵へのスカートネットの追加、防護柵の嵩上げといった森林被害の防止のための施設の機能向上、又は、暴風、こう水、高潮、地震その他の異常な天然現象やこれらに帰因する倒木等により被害を受け、機能が適切に発揮されなくなった施設の復旧とし、維持管理に係るものでないこと。

ウ 林床保全整備については、造林地の保全等が必要な箇所において実施するものとし、当該林床保全整備と一体的に実施することとされている施業の開始時期の2年前から当該施業の実施後5年を経過するまでの間に実施できるものとする。

エ 間伐、更新伐の伐採木を搬出せずに付帯施設等整備の資材等として林内で利用する場合には、当該伐採木の材積は、要領第1の1の（3）で定める搬出材積としては扱わないものとする。

オ 荒廃竹林整備（除伐、保育間伐、間伐又は更新伐で行った侵入竹の除去を含む。）の施行地において、当該施業の実施後も発生する竹の処理を行う必要がある場合は、竹の処理のみを当該施業の実施後おおむね3年間実施できるものとする。

(11) 森林作業道整備について

ア 森林作業道の設計積算

原則、標準断面及び標準設計とする。やむを得ず、標準断面及び標準設計が適用できない区間がある場合は、森林整備保全事業積算要領に基づき設計積算すること。

イ 森林作業道における施工管理について

「造林事業における森林作業道の施工管理資料の整備について」（平成27年12月14日付第201500137930号森林づくり推進課長通知）に定める方法により行うものとする。なお、当該方法により施工管理資料を整備している路線については、鳥取県森林作業道実施基準（平成23年3月31日付第201000193342号農林水産部長通知）第5の1の（1）の簡易設計に該当するものとみなすことができる。

ウ 森林作業道整備の先行実施

要領第5の1の（4）の一定期間とは原則2年（当該森林作業道整備と一体的に実施することとされている施業が森林経営計画、特定間伐等促進計画に基づくものである場合は、こ

れらの計画の期間内)とする。

エ 森林作業道の改良

森林作業道の改良については、次に掲げるすべての要件に該当するものであること。ただし、暴風、こう水、高潮、地震その他の異常な天然現象により被害を受け、通行不能となつた森林作業道の復旧を改良として行う場合（以下「森林作業道の復旧」という。）は、（ア）の開設後の経過年数及び（イ）の要件は適用しないものとする。

（ア）原則として、本事業において開設した森林作業道（平成22年度以前に開設した作業道等を含む。（イ）において同じ。）であつて、開設後3年以上を経過したものの中であること。

（イ）当該森林作業道の開設又は前回行った改良と一体的に実施することとされている施業の終了後であること。

（ウ）1箇所の事業費（路線の効用の発揮上、一体的に施行することが必要な同一路線内の改良に係る事業費をいう。）がおおむね20万円以上であること。

（エ）改良の内容については、「森林作業道作設指針の制定について」（平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知）第3に定める切土、盛土、簡易構造物等及び排水施設の設置等とし、維持管理に係るものでないこと。

（オ）異常な天然現象の定義

a 降雨については、最大24時間雨量が80ミリメートル以上であること。最大24時間雨量が80ミリメートル未満の場合、72時間にわたる連続雨量が120ミリメートルであること。又は、最大時間雨量が20ミリメートル以上であること。

b 融雪については、降雨による災害に準じた取扱いとし、融雪量を降水量に換算した量により補助対象とするか判断する。

c 地震（一般的に震度4以上の場合は）及び地すべりについては、それが異常な天然現象であるので、補助対象となる。

（カ）採択基準

a 路面洗掘で、深さが概ね15センチメートル未満の路面補修は、補助対象外とする。

b 幅50センチメートル程度の崩土除去のみの補修は、補助対象外とする。

c 暗渠の維持管理を怠っていたことで呑口が閉塞していたこと等により、路体が崩壊した場合の路体の改良等は、補助対象外とする。

d コンクリート路面工においては、現地状況を精査し、林業用機械の通行の安全確保のため、必要であると認められる場合は、補助対象とする。

オ 森林作業道の継続的使用

要領第2の2の（1）に定める「事前計画」に記載された、「森林作業道作設指針の制定について」に基づき県が作成した「森林作業道作設指針」に則る既設の森林作業道において、当該森林作業道と同一線形や施業対象区域の拡大を伴わない森林作業道の開設などの森林施業の効率性の向上に貢献しない森林作業道整備は実施できないものとする（森林作業道の復旧を除く）。

（12）森林保全再生整備について

ア 要領第1の2の（2）のアの（シ）に定める野生鳥獣の食害等による被害を受けた森林については、原則として、「森林被害報告について」（昭和53年5月18日付け53林野保第235号林野庁長官通知）に基づく林野庁への報告により被害が明らかとなっている箇所を含む林班とする。

イ 野生鳥獣の食害等による被害を受けた森林の保全再生に必要と知事が認める場合は、被害を受けた森林周辺の森林で事業を実施することができるものとする。

ウ 野生鳥獣の捕獲・処分にあたっては、予め十分な技術的指導を受け、野生鳥獣に関する知見を有した上で着手するものとする。

(13) とつとり環境の森づくり事業における竹林対策について

要領第1の6の(1)のウに規定する竹林対策において、竹林の林種転換を実施する場合の下刈りは、植栽の翌年度から起算して5年を経過する年度までの実施を補助対象とする。

(14) 施行地の境界について

造林地として認める最大外周は、外側の植栽木から2メートルの範囲内で、地拵えが完了している区域とする。

(15) 除地について

ア 施行地内の植栽不能地であって、1ヵ所の面積が0.01ヘクタール以上であるものは除地とし、造林面積からその面積を差し引くものとする。

イ 森林作業道等における除地の取扱い

(ア) 除伐等（不良木の淘汰）について

本体施業施行地内に作設する森林作業道においては、同一年度での施工は除地とせず、支障木伐採経費を計上しない。ただし、施業図に森林作業道を記載すること。なお、本体施業施行地外に作設する森林作業道においては、支障木伐採経費を計上すること。

先行開設で作設する森林作業道においても除地としないが、支障木伐採経費を計上すること。また、施業図には森林作業道を記載すること。

(イ) 間伐、更新伐の施行地について

「鳥取県造林事業等における既設の森林作業道の取扱いについて」（平成30年9月20日付第201800166631号森林づくり推進課長通知）の規定に基づくこと。

(ウ) (ア) 及び (イ) 以外について

本体施業施行地内に作設する森林作業道（全幅員3.0m以下）においては、同一年度での施工及び先行開設での施工ともに除地としない。ただし、施業図に森林作業道を記載すること。なお、事業主体が除地として取扱いたい場合はこの限りでない。

(エ) 林業専用道等について

森林作業道の規格を超える林業専用道等においては、本体施業の施業種に係らず、同一年度での施工及び先行開設での施工ともに除地とし、支障木伐採経費を計上すること。

(16) 特定森林再生事業に係る協定書（例）について

森林緊急造成及び被害森林整備を実施するに当たり必要な協定書（例）を様式第1号及び第2号のとおりとする。

(17) 重要インフラ施設周辺森林整備における協定については、事業を円滑に実施するため、事業実施主体とインフラ施設管理者等の役割分担や費用負担のあり方を明記するよう努めること。

(18) 事業主体について

ア 本事業の事業主体になり得る森林所有者は、分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第2条に規定する分収林契約（以下「分収林契約」という。）を締結した者にあっては、造林者若しくは育林者又は造林費負担者若しくは育林費負担者とする。

イ 特定森林再生事業における「事業主体が自ら所有する森林」とは、事業主体が締結した分

収林契約の対象となる森林を含まないものとする。

ウ 知事は、要領第1の1の(2)に規定する森林所有者の団体から補助金の交付申請があつた場合には、「森林法施行令第11条第12条、別表第3及び別表第4の規定に基づき農林水産大臣が定める事項及び基準を定める件」(平成14年11月10日農林水産省告示第1630号。以下「告示」という。)の第1項、第2項及び次の事項を確認するものとする。

(ア) 規約の内容

(イ) 構成員の氏名又は名称及び住所並びに代表者等の氏名を記載した名簿の内容

(ウ) 施行地の森林所有者

エ 知事は、森林所有者の団体が事業を実施するに当たっては、補助金の受領及び配分についての帳簿等を整理保管するよう指導するものとする。

オ 鳥獣害防止施設等整備及び森林作業道整備の事業主体は、当該事業と一体的に行うべき事業の事業主体と異なっても差し支えないものとする。

カ 要領第1の2の(1)のイの(ア)において、寄付や分収林契約解除等により公有化した森林とは、事業を実施する年度の初日からさかのぼって10年以内に公有化したものに限る。

(19) 事業規模等について

ア 要領第1の「1 施行地」とは、原則として接続する区域とする。

イ 要領第1の規定にかかわらず、水田跡地の人工造林は、1 施行地の面積は 0.05 ヘクタール以上とする。

ウ 要領第1の1の(3)のアについて、現に認定を受けている森林経営計画(以下「現計画」という。)において森林経営計画の継続性があることが確認できる場合は、現計画と旧森林経営計画の両計画に計画され、かつ、両計画の計画期間にまたがって行われた間伐及び更新伐の施行地については、当該施行地の面積及び搬出材積の全てを現計画に基づくものとして取り扱うことができるものとする。

エ 要領第1の1の(3)のアの(ア)(要領第1の1の(3)のウにおいて準用する場合を含む。)、イの「搬出材積」とは、搬出した丸太の材積とする。

オ 要領第1の1の(3)のアの(ア)のまた書きにおいては、以下のとおりとする。(要領第1の1の(3)のウにおいて準用する場合を含む。)

(ア) 間伐を実施すべき施行地の面積とは、森林経営計画において計画した間伐面積(1 施行地の面積が 0.1 ha 以上のものに限る。)の合計とする。

また、当該また書きの規定については、新たに森林経営計画対象森林(ただし、計画的間伐対象森林を含むものに限る。)を追加し当該森林経営計画において計画した間伐面積から実施済みの間伐面積を減じて得た面積が 5 ヘクタール未満の場合において、1 回を限度として準用できるものとする。

(イ) 地理的条件等の観点から、施行地の全てにおける間伐及び更新伐を一括して実施することが困難であると知事が認める場合には、複数年に分割して実施できるものとする。

カ 要領第1の1の(3)のアの(イ)に該当する施行地においては、同項(ア)に該当する施行地と一体的な施業を行うことにより、伐採木の搬出集積を行うよう努めるものとする(要領第1の1の(3)のウにおいて準用する場合を含む。)。

(20) 補助金額について

ア 要領第1の1の(4)のウの(ア)の a 及び(イ)の aにおいて、事業の対象とする森林における伐採造林届出書の提出を要する伐採に対し、伐採造林届出書を提出しなかったことについて、事業主体の責めに帰することができないと認められる場合にあっては、伐採造林届出を要しない場合とみなして扱うこととする。

イ 特定間伐等促進計画又は経営管理実施権配分計画に基づいて行われる人工造林、樹下植栽等、下刈り、雪起こし、倒木起こし、枝打ち、除伐、保育間伐、間伐及び更新伐については、次に掲げるいずれかの要件を満たす場合に実施できるものとする。

(ア) 当該施業を実施する林分が存する林班内に森林経営計画が作成されている場合（森林法施行規則第33条第2号に基づく森林経営計画が作成されているが、当該施業を実施する林分と合わせても同条第1号イに基づく森林経営計画（以下「林班計画」という。）が作成できない場合を除く。）、又は当該施業を実施する林分が存する同号口に定める区域内に林班計画若しくは同号口に基づく森林経営計画が作成されている場合は、申請書等提出時に当該林分が森林経営計画の対象森林であること、又は申請書等提出後に当該林分を森林経営計画の対象森林とすることを確認できるもの。

なお、当該規定の運用については、当該森林経営計画の作成者が事業主体と異なる場合であって、両者の森林の経営に関する方針が一致しない場合等、計画作成に係る協議が整わず、当該林分を森林経営計画の対象森林とすることができない場合を除くこととする。この場合は、事項（イ）を適用するものとする。

(イ) 前項（ア）に該当しない場合は、申請書等提出後に当該林分を森林経営計画の対象森林とするよう努めることを確認できるもの。

なお、当該施業の実施後、申請書等提出までの間に（ア）に掲げる場合に該当する森林経営計画が作成された場合は、（ア）と同様の取扱いとする。

(21) 共生環境整備事業について

ア 要領第1の3の（1）のイの（ア）の森林環境教育促進整備、同（イ）の森林健康促進整備及び同（ウ）の里山林機能強化整備に定める林間広場並びに同（イ）の森林健康促進整備に定める健康増進広場を実施する場合は、当該林間広場及び健康増進広場の樹冠疎密度（森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第22条に規定する樹冠疎密度をいう。）を10分の3以上とするものとする。

イ 要領第1の3の（1）のイの（エ）の市民参加型森林整備の機能保持上必要な施設とは、地域住民の参加により森林の保全・管理を行う上で、また、当該森林の利用者の利便性及び安全確保上必要不可欠な機能を有する施設とし、共生環境整備事業の一環として整合性を保つものとする。

ウ 要領第1の3の（1）のイの（イ）の森林健康促進整備の間伐材等を利用した簡易な休憩施設等は、間伐材等を利用した簡易なフィールドアスレチック、ベンチ等とし、利用者が安全・快適に利用でき得る構造及び耐久性を有する施設とし、共生環境整備事業の一環として整合性を保つものとする。

エ 要領第1の3の（1）のイの（ア）の森林環境教育促進整備に規定する自然観察ゾーンの造成は、食餌木植栽、野草地造成等による野生動植物観察ゾーン（野鳥の森、昆虫の森等）、郷土の森、森林・林業の体験の森等の整備とする。

オ 林内歩道等について

(ア) 林内歩道、森林空間作業道、縛の森作業道の開設後は維持管理主体を定め、その維持管理に努めるものとする。

(イ) 林内歩道は、利用者の通行可能な構造規格とし、入り込み者等の通行の安全等を確保するため、必要に応じて階段、安全柵等を設けることができるものとする。

カ 要領第1の3の（1）のオの用地等取得は、取得対象地が事業の実施に当たって必要不可欠であり、取得後、事業の用途に供されることが確実で、かつ、土地及び立木竹を買い入れる以外に当該対象地を確保する方法がない場合に限って実施するものとする。ただし、買入対象地において森林空間作業道等土地のみの使用を目的として土地と立木竹をあわせて取得

し、その後、当該立木竹を伐採することが明らかな場合、又は土地が他の所有のまま立木竹のみを取得する場合は、当該立木竹の取得は補助対象としない。

キ 実行経費に係る補助金の算出に当たっては、森林環境保全整備事業実施要領の運用（平成14年12月26日付14林整整第580号林野庁森林整備部整備課長通知）4の規定を準用する。

なお、要領第1の3の（1）のウの付帯施設整備、同3の（1）のエの林内歩道等整備の補助金の算定は、類似の事業を参照するものとし、共生環境整備事業としての整合性を保つものとする。

ク 用地等取得の買入価格は、当該対象地の周辺の類似地の取引価格等を勘案して、自由な取引が行われるとした場合において、通常成立すると認められる適正な評価に基づく価格とする。

ケ 事業主体は、管理運営主体を定め、森林空間総合整備事業完了後、入り込み者の確保を図るほか、その適正な維持管理に努めるものとする。

なお、入り込み者数等利用実態について、その把握を行うものとする

コ 要領第1の3の（1）のイの共生環境整備は、補助対象齢級を特に定めないものとする。

(22) 特定森林造成事業における特定林地改良について

ア 要領第1の4の特定森林造成事業における特定林地改良は、要土壤改良対象地又は森林病害虫等により主林木が被害を受けた土地で、森林の機能の早期かつ確実な回復を図るため土壤改良を行う必要のある土地及び林地化を図る耕作放棄地等において行うものとする。

イ 特定林地改良は、事業対象地の土壤母材の種類及び土壤の肥沃度により類別及び級別に区分し、これらの組合せにより施業方法を定めるものとする。ただし、耕作放棄地等を事業対象地とする場合には、当該地域の標準的な施業方法により実施することができる。

（ア）類別区分は、次表のとおりとする。

類 別		定 義	説 明
I 類	(1)花崗岩類	花崗岩の深層風化によるマサ土又はその二次堆積物	鉱物結晶がまばらでみかけは固いが軽い衝撃で容易に碎ける堅密な砂土。 二次堆積物は有機物も交じり堅密度はやや低い。 施業は比較的容易である。 砂質土壌を形成し物理的条件はよい。
	(2)第三系及び洪積統 砂質 砂礫質 壤質	第三系及び洪積統土層のうち、互層の中表層が砂質又は砂礫質で不透水層が比較的深いもの。	
II 類	石英粗面岩類	石英粗面岩が風化した黄色ないし白色の埴土又はその二次堆積物	表面浸蝕に対しては比較的抵抗性があつて安定している。 堅密な埴土全般に不透水層が浅く出現していることが多い。 二次堆積物は有機物も交じり堅密度はやや低い。ただし、崩積地以外は不透水が極めて浅く施業は困難である。
	第三系及び洪積統 (1)埴質、埴礫質 (2)砂礫質	第三系及び洪積統の土層のうち 互層の中表層が埴質又は埴礫質のもの。 互層の中表層が砂質又は砂礫質であつて砂質不透水層が比較的浅いもの。	物理的に極めて堅密で林木の成長はよくなない。 表面は薄く砂質土壌を形成するが、物理的条件はよくない。

- (備考) 1. 赤色土は、砂質は I 類に、埴質及び埴礫質は III 類に区分する。
 2. 和泉砂岩、安山岩、凝灰岩、古生層等を母材とする土壤は、砂質及び壤質で透水性のよいものは I 類に、他の砂質及び壤質並びに一般的の埴質は III 類に、埴質で特に不透水層が浅く出現しているときは II 類に区分する。

(イ) 級別区分は、次表のとおりとする。

級別	定義(代表的植生アカマツによる)
A級	アカマツが全くはえていないか、又は低木状態のものが点在するだけの土地
B級	アカマツが一面にはえているが、低木状態で成長がほとんどとまっている土地
C級	アカマツの天然更新は可能であるが、十分な収穫が期待できない土地
D級	森林病害虫により主林木の5パーセント以上が被害を受けた土地で土壤改良を行う必要のある土地

(ウ) 施行基準は次表のとおりとする。

種別 項目	級別		A級	B級	C級	D級
	植物樹種	土壌改良木	ヒメヤシャブシ、オオバヤシャブシ、ヤシャブシ等	オオバヤシャブシ、ヤシャブシ、アカシア類等	ヤマハンノキ、アカシア類等	C級に同じ
I類	主林木	土地条件によりマツ類を20パーセント以内混植することができる。	土地条件によりマツ類を30パーセント以内混植することができる。	土地条件によりマツ類又はヒノキを70パーセント以内混植することができる。	通常の造林樹種で土地条件に適合するものを85パーセント以内混植することができる。	
	植栽本数(ha当たり)	6,000～8,000本	5,000～6,000本 アカシア類の単純植栽は2,500～3,000本	4,000～5,000本 アカシア類の単純植栽は2,000～2,500本	地方慣行(通常の造林技術)による。	
	埴穴(耕耘)	幅30～50cm 深さ25～35cmの平行溝	幅30～50cm 長さ60～100cm 深さ25～35cm	幅30～50cm 深さ25～35cm	直径、深さ各25～35cm	
	肥料1本当たりの有効成分	土壌改良木 窒素5～9g 磷酸、加里各2～5g	A級に同じ	窒素6～8g 磷酸、加里各2～4g	C級に同じ	
	主林木	窒素7～15g 磷酸、加里各3～8g	A級に同じ	窒素6～12g 磷酸、加里各3～6g	C級に同じ	
II・III類	植物樹種	土壌改良木 ヒメヤシャブシ、ヤマモモ等	A級に同じ	ヤマハンノキ、ヤシャブシ、ヤマモモ等	C級に同じ	
	主林木	I類に同じ	I類に同じ	I類に同じ	I類に同じ	
	植栽本数(ha当たり)	5,000本～7,000本	4,500本～5,500本	3,500本～4,500本		
	埴穴(耕耘)	I類に同じ	I類に同じ	I類に同じ		
	肥料(1本当たりの有効成分量)	I類に同じ	A級に同じ			

(備考)生育が早く樹冠占有面積が大きい等密植を避ける必要がある苗木の植栽本数はアカシア類に準ずる。

ウ 特定林地改良事業の施行基準は、イによるほか次によるものとする。

- (ア) 裸地についてはアルファルファ、ラジノクローバー、ハギ等の草類を播種する。また、植栽木の周辺にもできるだけこれらを播種する。
- (イ) 草類を播種する土地及びその他の酸性の強い土地については、地拵えの際、石炭を平方メートル当たり約60グラム施用する。
- (ウ) A級及びB級については、植穴ごとに約120グラム埋わら等により有機物を補給する。
- (エ) 植栽樹種、本数、肥料投与量等については、イの(ウ)が全国共通の概括的基準であることを勘案し、適用地域の土地条件等に十分適合するよう定める。
- (オ) 今後引き続き成長見込みのある広葉樹等が前生樹として生立している場合はその本数だけ土壌改良木の新植に代えて当該前生樹(以下「有用前生樹」という。)を活用することができる。

この取扱いは、有用前生樹がまとまって生立している、おおむね100平方メートル以上の個所について、その区画を明らかにして行う。

- また、有用前生樹の成長促進を図るため、必要に応じて耕耘、施肥、整枝等を行う。
- (カ) 低劣な立地条件を補うため必要と認められる場合には、敷わら、客土、排水溝防風柵、防火樹帯等を設けることができる。ただし、これらの作業に伴う標準経費は、事業本体の標準経費の50パーセントの範囲内とする。

(23) 特定森林造成事業における耕作放棄地等森林造成について要領第1の4に定める特定森林造成事業における耕作放棄地等森林造成の実施に当たっては、次の事項に留意して行うものとする。

ア 市町村における土地利用の総合的な見地から耕作放棄地等における森林造成が計画され、森林造成が技術的に可能な対象地であること。

イ 本事業の人工造林、樹下植栽、改良については、次のいずれかに該当する箇所において実施するものとする。

(ア) 現状の樹冠疎密度が0.3未満の林分であること。ただし、計画的な伐採に伴う伐採跡地は除く。

(イ) 地域森林計画の対象森林以外の土地であること。

(ウ) 林分を構成する有用な樹種の本数が少ない、又は生育が不良であること。

ウ 本事業の保育は、原則として、本事業で人工造林等を施行した林分について行うものとする。

(24) 要領第5の1の(2)に定める外国樹種の人工造林を補助事業として実施しようとする造林者は、次に掲げる事項を記載した申請書に関する試験研究報告書等を添付して知事に提出して承認を受けるものとする。

ア 樹種名

イ 植栽又は播種見込面積

ウ 1ヘクタール当たり植栽本数又は播種量

エ 1ヘクタール当たり事業費

オ 既往の植栽又は播種面積及び当該植栽又は播種による更新木の成育状況

カ その他知事が必要と認める事項

なお、次表の左欄に掲げる外国樹種を右欄に掲げる地域に植栽又は播種を行う場合には、林野庁長官の包括承認があつたものとして取り扱うものとする。

樹種	地域
テーダマツ	北海道、青森、岩手、秋田を除く都府県
スラッシュマツ	四国、九州
ストローブマツ	石川、岐阜、愛知以北の都道県
オーシュウアカマツ	北海道
オーシュウトウヒ	北海道
カラマツ属	全国
イチョウ	全国

2 事業計画等

(1) 事業計画について

ア 森林環境保全整備事業計画（以下「事業計画」という。）の対象区域は、原則として森林法第7条の規定に基づき定められた森林計画区とする。

イ 事業計画の始期は、原則として当該計画の対象地域に係る地域森林計画の始期とする。

ウ 要領第2の1に規定する事業計画は、様式第3号により作成する。

(2) 実施計画について

知事及び市町村長は、「緑の雇用」現場技術者育成対策の実施により森林整備事業の新たな従事者が就業している地域に実施計画の作成に当たっては、これらの新たな就業者の円滑な定着

化に適切な配慮を行うよう努めるものとする。

(3) 森林環境保全直接支援事業にかかる事前計画について

要領第2の2の(1)に規定する事前計画の作成等については、様式第4号の例及び以下によるものとする。

ア 事前計画の計画期間は、少なくとも森林環境保全直接支援事業による補助を受けようとする人工造林、間伐、更新伐及び森林作業道整備の実施予定年度を含むものとする。ただし、人工造林については、先行して実施する伐採の実施予定年度から当該施業の実施予定年度までの期間、森林作業道整備のうち一体的に実施することとされている施業に先行して実施するものについては、当該森林作業道整備の実施予定年度から当該施業の実施予定年度までの期間とする。

また、保育間伐についても、間伐等と同様に事前計画に記載するよう努めるものとする。

イ 事前計画の対象とする区域は、森林経営計画又は特定間伐等促進計画、経営管理実施権配分計画に基づき、人工造林、間伐、更新伐、森林作業道整備の実施が見込まれる林分並びに当該計画期間の末の時点において林内路網により効率的な施業及び管理が可能となっていることが見込まれる林分を包括し、可能な限り1箇林班程度の面的なまとまりを持った森林(森林共同施業団地に係る事前計画にあっては、当該森林共同施業団地の設定に係る協定の対象となっている国有林を含む。)の区域とする。

ウ 事前計画においては、次の事項を記載又は適切な縮尺の図面に図示するものとする。

(ア) 事前計画の対象とする区域及びその面積並びに計画期間

(イ) 事前計画の計画期間内に実施が見込まれる人工造林の年度別実施予定箇所及び施行面積並びに施業コストの低減に向けた伐採を行う者との連携内容

(ウ) 事前計画の計画期間内に実施が見込まれる間伐、更新伐(森林共同施業団地内の国有林で実施が見込まれる間伐及び更新伐に相当する施業を含む。)及び森林作業道整備のうち一体的に実施することとされている施業に先行して実施するものに係る当該施業の年度別の実施予定箇所及び施行面積並びに間伐、更新伐に係る作業システム(伐倒、造材、集材に使用する林業用機械の種類やその組み合わせ等の体系をいう。)、及び間伐、更新伐それぞれの伐採木の搬出材積及び出材予定時期

(エ) 事前計画の計画期間内に(ア)の区域内で実施が見込まれる森林作業道整備の年度別、開設、改良の別の位置及び延長、当該森林作業道を管理する権原を有する者並びに施業予定区域内の林内路網密度の現状と目標

エ 事前計画の記載については、必要な記載内容を示す既存の資料等の添付をもってこれに代えることができる。

オ 1の(11)のエの(ア)の開設後の経過年数及び(イ)の要件を適用しないで森林作業道の復旧を実施する場合にあっては、当該復旧の必要性が確認できる資料を添付するものとする。事前計画提出後に当該復旧を実施する事由が生じた場合にあっては、当該計画を速やかに変更し、当該復旧の必要性が確認できる資料を添付して再提出するものとする。

カ 事前計画は、知事が、森林環境保全直接支援事業による人工造林、間伐、更新伐又は森林作業道整備の実施に係る要領第1の1の(3)に規定する事業規模等の要件への適合性をはじめ、その計画性、効率性等について、あらかじめ確認し必要な指導等を行うことを主たる目的とするものであり、必ずしもその作成者に対して厳格な遵守を求めるという性格のものではないが、その作成に当たっては、可能な限り正確な見通しに立つよう努めるものとし、必要に応じ、専門的な知見を有する者の助言を仰ぐことが望ましい。なお、事前計画について専門的な知見を有する者の助言を仰いだ場合には、当該専門的な知見を有する者の氏名及び関係する資格又は知見を有する分野、助言の内容等の概略を記した書面を適宜事前計画に

添付して提出するものとする。

キ 1の(19)のオの(イ)に関して、知事の認定を受けようとする者は、地理的条件等の観点から、施行地の全てにおける間伐及び更新伐を一括して実施することが困難であることを明らかにする書類を提出するものとする。

ク 知事は、提出のあった事前計画の内容について、人工造林、間伐及び更新伐に係る補助要件に適合する見込みがあるか、森林作業道の開設予定路線の線形及び開設量が適切であるか、林内路網と施業予定箇所との位置関係、間伐、更新伐に係る作業システム等から見て施業が効率的に実施し得るか、人工造林に当たり伐採作業と造林作業の連携が図られているか等について確認し、必要に応じ、事前計画を提出した者に対し、事業の効率的な実施等の指導・助言を行うものとする。また、知事は、キによる書類が適當と認められる場合には、認定を行うものとする。

(4) 農山漁村地域整備交付金にかかる事前計画について

花粉発生源植替えを実施するに当たり事前計画を様式第5号のとおりとする。

3 補助金額の算出

要領第1の規定にかかわらず、補助金額の算出は以下によるものとする。

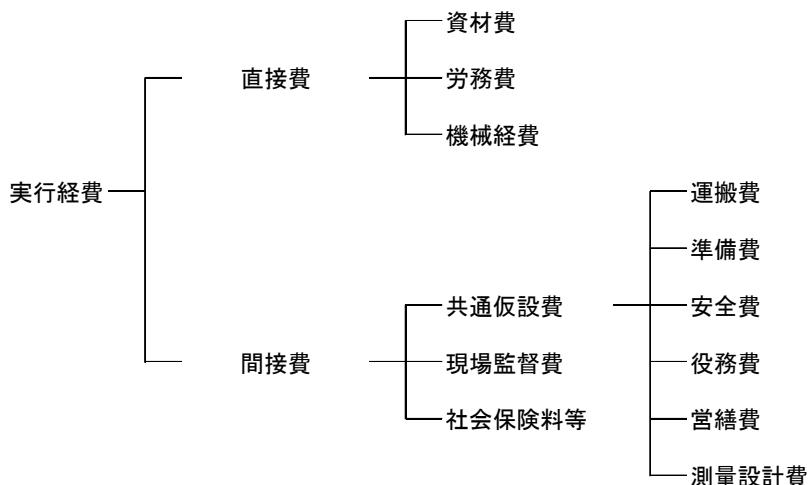
(1) 特定森林再生事業における森林保全再生整備にかかる補助金額は、実行経費に査定係数の百分の一と補助率を乗じて求めるものとする。

(2) 市町村が請負に付して実行した事業（森林作業道整備のうち（3）により補助金額の算出を行うものを除く。）に係る補助金額は、標準経費と実行経費とのいずれか低い額に査定係数の百分の一と補助率を乗じて（査定係数が適用されない事業内容にあっては当該いずれか低い額に補助率を乗じて）求めるものとする。

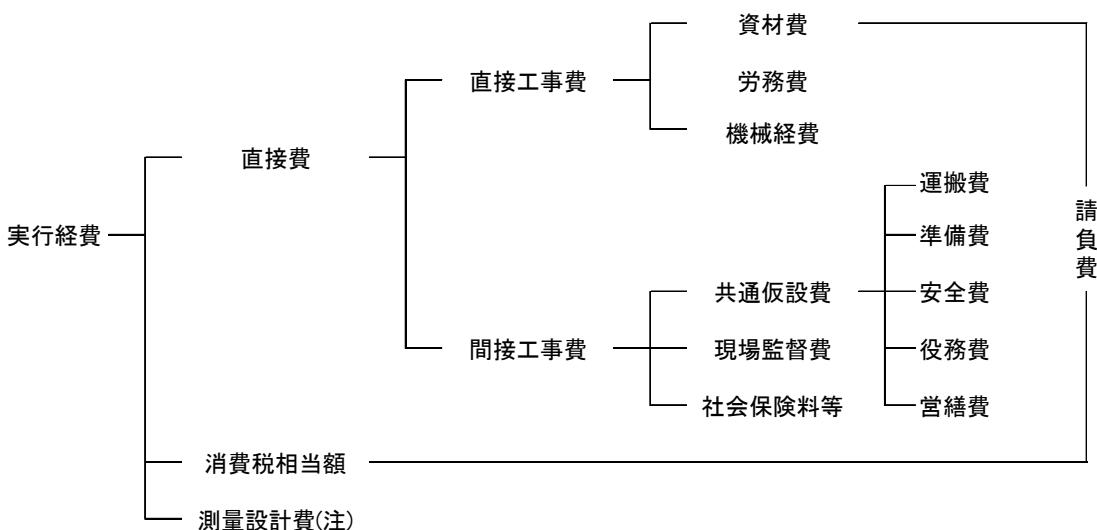
(3) 森林作業道整備のうち「森林環境保全整備事業における標準単価の設定等について」（平成23年3月31日付け22林整整第857号林野庁整備課長通知。以下「標準単価設定通知」という。）第2の9の(3)に該当する標準断面又は標準設計が適用できない部分がある場合の補助金額は、当該標準断面又は標準設計が適用できない部分に係る森林整備保全事業設計積算要領（平成12年3月31日付け12林野計第138号林野庁長官通知）及び森林整備保全事業標準歩掛（平成11年4月1日付け11林野計第133号林野庁長官通知）に基づき算出される経費と標準断面又は標準設計が適用できる部分に係る標準単価に基づき算出される標準経費を加算した額（事業主体が当該森林作業道を請負に付して実施する場合にあっては、当該加算した額と実行経費とのいずれか低い額）に査定係数の百分の一と補助率を乗じて（保全松林緊急保護整備における森林作業道整備にあっては補助率を乗じて）求めるものとする。

(4) 実行経費は、次に掲げる経費とする。なお、経費の内容は、標準単価設定通知及び「造林、保育及び間伐事業標準工程表の送付について」（平成23年3月31日付け22林整整第858号林野庁整備課長通知）に準ずるものとする（特定森林再生事業における森林保全再生整備にあっては、平成26年3月31日付26林整整第1352号林野庁整備課長通知に定めるものによる。）。ただし、請負に付して実行する場合にあっては、森林整備保全事業設計積算要領に準ずることができるものとする。

ア 事業主体が自ら実施する場合



イ 事業主体が請負に付して実行する場合



(注)測量設計費は、必要に応じ、消費税相当額を加算することができる。

(5) 地拵えのみの申請書等を当年度に提出する場合であっても、翌年度植栽する樹種に応じた補助率を適用し、補助金計算をすることとする。ただし、地拵えの申請書等にかかる明細表に植栽樹種名を記載することとし、翌年度に植栽した樹種について、知事の確認を受けること。

4 森林作業道の維持管理

森林作業道の開設及び改良（平成22年度以前に開設した作業道等の改良を含む。）を実施した事業主体又は当該森林作業道を管理する権原を有する者は、別途定める様式により森林作業道台帳を作成するとともに、知事からの求めに応じ、これをいつでも提示できるよう管理を行うものとする。

5 補助金の交付関係事務に関する特記事項

(1) 事業の実行の確認等に必要な書類等について

ア 現地写真

(ア) 事業主体は、事業の施行地ごとに、事業実施前及び事業完了後の状況を撮影するものとする。

(イ) 保育間伐又は更新伐のうち1の(7)のケにより気象害等の被害を受け不良木となつたものの淘汰並びに1の(11)のエの(ア)の開設後の経過年数及び(イ)の要件を適用しないで森林作業道の復旧を実施する場合にあっては、事業実施前の状況についても撮影するものとする。

(ウ)(ア)及び(イ)により撮影する写真は、原則として位置情報が記録されたものとする。
(エ)(ア)から(ウ)によるほか、「鳥取県造林事業における現地写真撮影について」(平成28年6月21日付第201600050677号森林づくり推進課長通知)(以下、「撮影要領」という。)に定める方法により行うものとする

イ 現地測量の実施

事業主体は、現地測量を実施する場合にあっては、以下により実施するものとする。

(ア) コンパス等による測量の場合は、許容される誤差の限度は、方位角及び高低角各2度、距離5/100とし、これを超えるときは再測量を行う。

(イ) 地球測位システム(GNSS)等による測量の場合は、許容される誤差の限度は座標値3.000(3メートル)以内とし、これを超えるときは再測量を行う。

(ウ) 測量を実施した施行地の測点には、長期間施行地に残存可能であるコンクリート製又はプラスティック製の永久杭を1箇所以上設置することとし、しゅん工検査時に主要測点の復元を求められた場合には、復元できるようにしておくものとする。

(エ) 測量成果は、当該施行地における次回以降の補助金交付申請の際に使用できるよう、適切に管理及び保存しておくものとする。

(オ) 地球測位システム(GNSS)等による測量の場合は、しゅん工検査時に当該機器を準備し、測量野帳等のデータの精度を確認できるようにしておくこと。

ウ チップ用材の搬出材積を算出する場合に用いる換算係数

スギについては1トン当たり1.493m³、ヒノキについては1トン当たり1.202m³とする。スギとヒノキが合わせて積載してあり、積載割合が算出されている場合は、その割合に併せて按分し換算係数を算出することとする。スギとヒノキの積載割合が算出されていない場合は、ヒノキの換算係数を適用することとする。

エ 自家消費等により利用される木材の搬出材積の算出

「造林事業(間伐及び更新伐)における搬出材積の算出について」(平成24年3月16日付第201100192497号鳥取県農林水産部森林・林業総室長通知)に定める方法により行うものとする。

オ 事業主体からの申告による搬出材積の確定に当たっては、次のとおり取り扱うものとする。

(ア) 事業主体からの申告による野帳、写真等で確認することとする。

(イ) 事業主体の申告による搬出材積と後に発行された出荷先の伝票との整合性は問わない。

(ウ) 測定は搬出した土場で実施すること。

(エ) 全数末口径を測定すること。

(オ) 末口径は樹皮を除いた部分について測定すること。

(カ) 末口径の測定は2cm間隔とし、数値は切り捨てとする。ただし末口径14cm未満のものについては、1cm間隔とする。

(キ) 野帳、写真等は保管し、竣工検査時に提出すること。

(ク) 測定状況の写真を遠景及び近景、それぞれ1枚以上撮影すること。

(ケ) その他「素材の日本農林規格」(昭和42年12月8日農林省告示第1841号)に基づくこと。

カ 施行地の植栽木がⅡ齢級であって、植栽木の樹高調査を行う必要がある場合(植栽木の樹高が明らかに3メートル以下の場合、又は施行地内にクズ及び竹が繁茂している場合は除く。)の下刈りについては、施行地内の標準地とみなされる任意の場所に面積100m²を基準と

して設定した区域内の植栽木の樹高を測定して保管しておくこと（様式第6号）。

- キ 要領第1の1の（1）のクの保育間伐において伐採しようとする樹木の胸高直径の平均が18センチメートル未満の林分（VII齢級以下（天然林にあってはXII齢級以下）の林分及び1の（7）のケにより気象害等の被害を受け不良木となったものの淘汰を除く。）にあっては、施行地内の標準地とみなされる任意の場所に面積100m²を基準として設定した区域内の伐採した不良木の平均胸高直径調査表を申請書等に添付するものとする。
- ク 要領第1の1の（1）のケの間伐において、地域の標準的な本数密度をおおむね5割上回る森林で実施する場合にあっては、施行地内の標準地とみなされる任意の場所に面積100m²を基準として設定した区域内の成立本数を測定し保管しておくこと。
- ケ 枝打ちを実施する場合にあっては、施行地内の標準地とみなされる任意の場所に面積100m²を基準として設定した区域内の生立本数、枝打ち実施本数、枝打ち実施木の枝下高及び生枝の打ち上げ幅を測定し保管しておくこと（様式第7号）。
- コ 竹林林種転換を実施する場合にあっては、必要に応じて施行地内の標準地とみなされる任意の場所に面積25m²を基準として設定した区域内の成立本数を測定し保管しておくこと。
- サ 少花粉スギ造林を実施する場合にあっては、品種が特定できる書類を保管しておくこと。
- シ 保育間伐、間伐及び更新伐において選木ありの標準単価を適用する場合においては、「平成30年度造林事業に適用する標準単価の追加等について」（平成31年1月15日付第201800279228号森林づくり推進課長通知）に基づく書類を整理し保管しておくこと。
- ス 間伐、更新伐の施行地において、既設の森林作業道（「森林作業道作設指針の制定について」に基づき都道府県が作成した「森林作業道作設指針」に適合する森林作業道など台帳管理を行っているものをいう。）がある場合にあっては、「鳥取県造林事業等における既設の森林作業道の取り扱いについて」（平成30年9月20日付第201800166631号森林づくり推進課長通知）に基づく書類を整理し保管しておくこと。
- セ 力からケの標準地数は、施行面積1ha未満にあっては1箇所以上、1ha以上5ha未満にあっては2箇所以上、5ha以上10ha未満にあっては3箇所以上（以下、5ha増すごとに1箇所追加する。）とする。
- ソ 冬期間の積雪等により鳥取県造林事業しゅん工検査内規（以下、「検査内規」という。）第7条に規定する現地確認が実施できないことが想定される施行地について事前計画に基づく施行地の現地が完了した場合、現地確認を現地完了確認願により先行して実施することができる。なお、現地完了確認願は様式第8号のとおりとし、現地完了確認調書は、様式第9号のとおりとする。現地確認の箇所数は、原則、全数確認とする。ただし、写真により現地完了が確認できる施行地については、検査内規に準じて実施することができる。この場合、現地完了確認箇所の抽出は、検査内規に従って行うこととする。また、現地完了確認にかかる野帳は、検査内規に規定する造林検査野帳を用いることとする。現地確認に先行して現地完了確認を行った施行地（上記により抽出されなかった施行地を含む。）については、検査内規に基づく現地確認を省略することができる。

（2）補助金の交付申請等について

ア 交付申請の単位

本事業に係る補助金の交付申請は、個々の施行地を最低単位として行うことができる。ただし、一体的に実施すべき事業であって同一の事業主体が同時期に実施するものについては、これらを一括したものを単位として交付申請を行うものとする。

また、森林環境保全直接支援事業の間伐、更新伐に係る交付申請については、森林経営計画又は経営管理実施権配分計画に基づいて行う場合は当該計画ごと（当該森林経営計画対象林班内及び隣接林班内の間伐及び更新伐を一体的に行う場合を含み、1の（18）のウの場合

は旧森林経営計画を含む。)、特定間伐等促進計画に基づいて行う場合は集約化実施計画(森林共同施業団地対象民有林で実施されるものにあっては森林共同施業団地)ごとの要領第1の1の(3)に定める事業規模等の要件を満たす施行地のまとまりを単位として行うものとし、当該交付申請の単位に含まれる施行地に係る事業主体が複数である場合の交付申請は、以下のいずれかの方法によるものとする。

(ア) 当該複数の事業主体が共同して行う方法

(イ) 当該複数の事業主体のうちの1事業主体が、自らが実施した事業に係る補助金の交付申請と他の事業主体から委任を受けて行う交付申請とを一括して行う方法

(ウ) 当該複数の事業主体以外の单一の第三者が、これら複数の事業主体の全員から委任を受けて一括して行う方法

イ 複数の申請単位に係る一括申請

本事業に係る補助金の交付申請を行う者(事業主体から委任を受けて交付申請を行う者を含む。以下「交付申請者」という。)は、複数の申請単位(アに定める交付申請の単位をいう。以下同じ。)に係る交付申請を一括して行うことができる。この場合、交付申請に係る(3)に定める書類等において、異なる申請単位に係る記載内容を明確に区別できるようにするものとする。

ウ 複数の申請単位に係る補助金の一括受領

交付申請者は、イにより一括して交付申請を行った複数の申請単位に係る補助金を、一括して受領することができる。

エ 交付申請の時期

原則、交付申請は、雪起こしについては6月末、下刈りについては9月末、前記以外の事業種については、8月末、11月末、1月末までとする。

(3) 交付申請について

ア 交付申請の添付書類に記載する面積、線形、延長等は、現地測量を行った場合には、当該現地測量の成果を利用して求めるものとする。なお、現地測量に代えて、精度の高い既存の図面を利用して求めることができるが、この場合は、竣工検査時に検査員は必要に応じ交付申請者に主要測点の復元を求め、検査するものとする。

また、間伐、更新伐に係る面積は、施行地の面積と補助対象面積が異なる場合には、それぞれを記載するものとする。

イ 要領第1の1の(3)のアの(イ)(要領第1の1の(3)のウにおいて準用する場合を含む。)に該当する施行地の位置、面積、搬出材積等について、交付申請の添付書類に明示すること(施行地の面積と補助対象面積が異なる場合には、それぞれを明示すること)。

ウ 交付申請者は、以下の書類を整備するものとする。なお、これらの書類は、交付申請への添付は要しないが、交付申請者はこれらの書類を保管し、竣工検査時に検査員へ提示するものとする。

(ア) 測量野帳(様式第10号の例による。5の(1)のキの調査野帳を含む。また、オルソ画像等の提出を行った場合は、当該オルソ画像等作成に要したデータを含む。)

(イ) 間伐、更新伐に係る伐採木の搬出材積集計表及び現場労働者に係る社会保険等の加入状況調査表に係る証拠書類、現場監督費において、現場労働者の中に個人受託者が含まれる場合にあっては、当該個人受託者に対する実質的な管理・監督の状況の記録

(ウ) 現地写真((1)のアにより撮影した写真。ただし、(1)のアの(ア)を除く。)

(エ) 要領第1の1の(4)のウの(ア)に掲げる査定係数が適用される事業に係る補助金の交付申請においては、森林経営計画書又は経営管理実施権配分計画又は集約化実施計画書(事業主体から委任を受けた者が補助金の交付申請を行う場合はその写し。)

- (オ) 開設又は改良を行った森林作業道を管理する権原を有する者を明らかにする書類
- エ 1の(20)のイの(ア)により、事業を実施するに当たり必要な書類を様式第11号のとおりとする。また、1の(20)のイの(イ)により、事業を実施するに当たり必要な書類を様式第12号のとおりとする。
- オ 交付申請に添付する書類及びイ、ウに掲げる書類等については、交付申請者が、事業の終了の翌年度から起算して5年間保存するものとする。また、事業主体は、補助金の受領後、必要に応じて以下の書類等及びその根拠書類を整備するものとする。
- (ア) 申請単位ごとに実施した事業の補助金に係る収入、支出を明らかにした帳簿（様式第13号の例による。）
- (イ) 施行地ごとの施行台帳（様式第14号の例による。）
- (ウ) 補助金及び経費明細書（様式第15号の例による。）。なお、必要に応じ、補助金及び経費明細書に基づき補助金及び経費通知書（様式第16号の例による。）を森林所有者等に通知するものとする。
- カ 森林経営計画（属人）の策定区域による補助事業にかかる事務の取扱いについて
- (ア) 補助事業にかかる事務について
- a 森林経営計画（属人）の策定区域が県下全域となる場合については、森林・林業振興局森林づくり推進課において、交付決定等にかかる事務を一括して行うこととする。
- b 森林経営計画（属人）の策定区域が県下全域ではないが、複数の地方事務所となる場合については、当該事業主体の営業所が位置する地方事務所において、交付決定等の補助事業にかかる事務を一括して行うこととする。
- (イ) 補助事業にかかる現地確認について
- 補助事業にかかる事務を一括して行っている森林・林業振興局森林づくり推進課又は地方事務所は、施行地を管轄する地方事務所に検査内規第7条に規定する現地確認を依頼し、施行地を管轄する地方事務所において現地確認を行うこととする。なお、現地確認完了後は現地確認結果を報告することとする。
- キ 事業主体は、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け（令和3年2月26日付け2林政経第458号林野庁長官通知。以下「作業安全規範」という。）」を踏まえて作業安全に関する取組を行うものとし、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向けチェックシート」を記入の上、補助金の申請に当たり提出するものとする。
- 事業主体が請負により事業を実施する場合、事業主体は請負者が作業安全規範を踏まえて作業安全に関する取組を行うよう指導するものとし、チェックシートは請負者が記入するものとする。
- ただし、過去1年間に他の事業においてチェックシートを提出している場合は、その写しの提出をもって、これに代えることができる。また、過去1年間に本事業においてチェックシートを提出している場合は、チェックシートの提出を省略できるものとする。
- (4) 代理申請者への指導について
- ア 代理申請者は、原則として、森林所有者等の事業主体から森林整備完了届（様式第17号の例による。）の提出を受け、これを補助金交付申請書作成の基礎とする。
- イ 代理申請者は、補助金を受領した場合には、速やかにこれを事業主体に交付するものとし、みだりに支払いを遅延したり、他に流用することができないようとするものとする。
- ウ 受領した補助金は、県が交付に当たって示した内訳に従い、全額事業主体に支払うものとする。ただし、この場合、直接その事業に関係ある次に掲げる経費については、事業主体の書面による承諾に基づき相殺することができるものとする。

- (ア) 補助金事務取扱手数料
 - (イ) 当該事業に使用した苗木等の事業資材の立替代金又は売払代金
 - (ウ) 当該施行地の森林保険料
 - (エ) 森林環境保全直接支援事業の間伐及び更新伐のうち申請単位に係る事業主体が複数であるものの実施に必要な経費の一部であって、あらかじめ書面により各事業主体が負担することを合意しているもの
- エ 代理申請者が事業主体から受ける補助金事務取扱手数料（ウにより事業主体に支払うべき補助金と相殺するものを含む。）は、原則として、補助金交付申請書（添付書類を含む。）の作成及び提出並びに補助金の受領その他の補助金の交付関係事務の処理に必要な実費の範囲内とするものとし、あらかじめ事業主体に対し書面その他の方法により内容、金額等について周知する等、その透明化を図るものとする。

（5）受託事業に係る経費の透明化について

森林所有者からの受託により事業を実施しようとする事業主体は、あらかじめ事業に係る経費の見込み（様式第18号の例による）を示すとともに、事業終了後は、速やかに当該経費の明細書等（様式第19号の例による）を森林所有者に報告すること。

（6）補助金の査定について

- ア 間伐、更新伐の施行地に係る補助対象面積は、既設の森林作業道（「森林作業道作設指針の制定について」に基づき都道府県が作成した「森林作業道作設指針」に適合する森林作業道など台帳管理を行っているものをいう。）がある場合は、その敷地面積を除いた面積とする。
- イ 森林環境保全直接支援事業の間伐、更新伐に係る補助金額は、同一の申請単位に係る伐採木の搬出材積集計表において搬出材積を区分したまとまり（以下「査定単位」という。）ごとに、当該査定単位に含まれる施行地の間伐又は更新伐の伐採木の搬出材積の合計を当該施行地の面積（施行地の面積と補助対象面積が異なる場合には、補助対象面積とする。）の合計で除した値に応じた標準単価を適用して求めるものとする。査定単位の設定に当たっては、事業主体から申請のあった施行地の区分を基本として取り扱うものとする。

ただし、市町村が請負に付して実行した事業の査定単位については、3の（1）、（2）により算定するものとする。

また、査定単位の一部に、以下に掲げる間伐又は更新伐が含まれる場合にあっては、当該間伐の査定単位とその他の間伐の査定単位又は当該更新伐の査定単位とその他の更新伐の査定単位に分け、それぞれ算定するものとする。

- (ア) 森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日付13林整整第885号林野庁長官通知）第5の4の（3）の括弧書きの規定に基づいて行った更新伐
 - (イ) 施行地の面積（施行地の面積と補助対象面積が異なる場合には、補助対象面積とする。）
 - 1ヘクタール当たりの伐採木の搬出材積が10立方メートルに満たない間伐又は更新伐
 - (ウ) 伐採方法が異なる間伐又は更新伐
 - (エ) 路網や作業ポイントが異なる間伐又は更新伐
- ウ 要領第1の1の（3）並びに2の（1）のウ、（2）のウ、（3）のウ及び（4）のエに定める雪起こしの施行地の面積は、造林木の成立本数の30パーセント以上が倒伏した林分の区域面積とし、当該施行地に係る補助対象面積は実作業区域面積とする。
- エ 気象害等による被害森林で行う森林整備の施行地の面積は、被害区域面積とし、当該施行地に係る補助対象面積は、実作業区域面積とする。
- オ 要領第1の1の（4）のアの標準経費は、同項イに定める標準単価に調整率を乗じて求めることができるるものとする。ただし、調整率は補助金総額を予算額の範囲内に調整する1未

満の係数とする。

- カ 要領第1の1の(4)のウの森林経営計画等に基づいて行うものには、森林経営計画等において計画された施業及び当該施業と一体的に実施される事業(付帯施設等整備については、当該森林経営計画等の対象森林又は当該対象森林と隣接する森林で実施されるものに限る。森林作業道整備については、当該森林経営計画等の対象森林で実施されるもの又は当該対象森林へ到達するために必要と認められるものに限る。)並びに当該森林経営計画等の対象森林で突発的に発生する気象害等又は立木の倒伏等に対応した雪起こし、倒木起こし並びに及び保育間伐及び更新伐であって、1の(5)のキにより気象害等の被害を受け不良木となったものの淘汰を実施するもの及び当該森林経営計画等の対象森林における鳥獣害防止施設(当該対象森林と隣接する森林において当該鳥獣害防止施設と一体となっているものを含む。)の改良を含む。
- キ 要領第1の1の(4)のウの(ア)のbの森林経営計画策定者が森林経営計画対象林班内及び隣接林班内で森林経営計画に基づいて行うものと一体的に行うものには、それぞれの林班内で行う間伐及び更新伐並びに当該施業と一体的に実施される事業(付帯施設等整備については、当該施業の対象森林又は当該対象森林と隣接する森林で実施されるものに限る。森林作業道整備については、当該施業の対象森林で実施されるもの又は当該対象森林へ到達するために必要と認められるものに限る。)を含む。
- ク 要領第1の1の(4)のウの(イ)のaの伐採造林届出書に基づいて行うものには、それぞれの目的とする施業及び当該施業と一体的に実施される事業を含む。
- ケ 要領第1の2の(1)のアの(キ)のaの(b)及び(2)のアの(コ)のaの(b)の施設改良は、地方公共団体と森林所有者により締結された協定等の対象とする森林において、皆伐を行わない旨を定める期間に行われるものを対象とする。
- コ 要領第1の2の(4)のイの(コ)のaの(b)の施設改良は、松林保護樹林帯造成により樹種転換を行う事業を実施した森林において行われるものと対象とする。
- サ 水田跡地における人工造林等の補助対象経費には、鋤床層の破碎、排水溝の設置、客土、盛土、有機物の施用等に要する経費を含めて差し支えないものとする。
- シ 人工造林については、活着率が80パーセント以上のものを補助対象とする。
- ス 災害等により被害を受けた施行地であって、当該災害発生年度の事業に係る施行地のうち本事業に係る補助金の交付を受けていないものについては、植栽等の確認が可能なものに限り、植栽等が完了したものとみなして補助金を交付して差し支えない。
- この場合、植栽等が行われたことを証するに足る写真その他の資料を整備しておくものとする。

(7) 事業主体が受託により事業を実施する場合の取扱いについて

事業主体が受託により事業を実施する場合の採択に係る判断基準等については、次のとおりとする。

ア 受委託契約の締結

事業主体が森林所有者と受委託契約を締結したるものに限る。

なお、事業主体が請負者として森林所有者と締結した請負契約は、受委託契約に該当しない。

イ 森林所有者の従事

森林所有者が所有森林の事業に従事する場合にあっては、アのほか、次の要件を満たすこと。

(ア) 事業主体が補助金の交付申請・受領、測量、その他事業に必要な事務等を実施していること。

(イ) 事業主体が外部に作業を請け負わせた場合は、仕様書等で具体的な作業指示を行っていること。

(ウ) 事業主体が直営労働力（臨時雇用を含む。）で実施した場合は、事業主体の職員が作業指示、監督、安全管理等を実施していること、及び、関係法令で義務付けられている雇用保険、労災保険等の保険料等を森林組合等が支払っていること。

ウ 特例措置

県が災害の発生等からやむを得ないものと認めた場合にあっては、特例的な取り扱いを認めることができることとする。

(8) その他

ア 人工造林又は樹下植栽等における地拵え、植栽（事業完了までに相当期間を要する場合に限る。）の各々に要する経費に対する補助金交付申請は、当該経費に係る事業の終了の時期ごとに区分して行って差し支えない。

特殊地拵えの施行地において人工造林又は樹下植栽等における地拵え及び植栽を実施する場合における当該特殊地拵え、地拵え及び植栽の各々に要する経費についても同様とする。

イ 平成16年3月30日付け改正前の森林環境保全整備事業実施要領に基づき、平成15年度以前に締結された協定により実施される長期育成循環整備については、改正前の団地要件に基づき実施できるものとする。

ウ 森林環境保全直接支援事業のうち森林経営計画に基づいて行うものについては、原則として、当該事業で実施される施業の開始時点までに、当該施業が当該森林経営計画において計画されていること。

エ 造林事業により実施された森林施業の履歴の情報等について、県及び市町村は、それぞれの林務担当部局内で情報共有を図るとともに、両者の密接な連携及び協力の下、森林簿等に適切に反映するものとする。

オ 県は、本事業に係る補助金交付申請事務について、効率的に行えるように申請者を指導するとともに、当該申請により受領し検査を行った施行地の情報等（位置、区域、面積等）についてG I S等で管理し、今後の検査等への活用に努めるものとする。

附 則

この改正は、令和3年6月23日から施行し、令和3年度事業から適用する。

様式第1号（森林緊急造成）<事業主体が県又は市町村以外の場合>

○○地区森林広葉樹林化（又は針広混交林化）施業協定（例）

（目的）

第1条 この協定は、○○地区森林広葉樹林化（又は針広混交林化）施業協定（以下「協定」という。）と称し、○○森林組合（以下「甲」という。）が第2条に掲げる民有林（以下「○○地区森林生物多様性保全団地」という。）において、○○市町村（以下「乙」という。）及び森林所有者との合意のもと、広葉樹林化（又は針広混交林化）等の観点から施業が必要な森林について、施業を行うことを目的とする。協定は、甲、乙及び○○地区森林広葉樹林化（又は針広混交林化）団地の森林所有者の代表者（以下「丙」という。）の合意により締結する。

（協定締結事務の委任）

第2条 森林所有者は合意のもと、丙を置くものとする。

2 森林所有者は丙に協定の締結事務について委任することができるものとする。

（区域及び面積）

第3条 協定の目的となる森林の区域及びその面積等は別紙1のとおりとする。

（事業主体が行う施業）

第4条 甲は、別紙2に定める森林施業の種類、実施方法及び時期等を遵守して森林整備を実施する。

2 丙は森林施業の実施後、おおむね10年間は皆伐を行わないものとする。

（森林作業道の開設及びその他の施設の整備）

第5条 甲は、前条に掲げる事項を実施するために森林作業道、及びその他の施設の整備が必要なときは、別紙3に定めるところにより行うものとする。

（費用の負担）

第6条 事業に要する費用については、甲、乙、丙が協議し決定する。

（有効期間）

第7条 協定の有効期間は、協定の締結を行った日から（元号）○○年○○月○○日までとする。

（協定を遵守するための措置）

第8条 乙は、第4条の森林施業及び第5条の森林作業道の開設及びその他の施設の整備が計画的に実施されるよう指導、助言等を行うものとする。

（災害等による損害）

第9条 協定の期間中に、火災、天災その他、甲の責めに帰し得ない事由により対象森林等に生じた損害及び第三者に生じた損害については、甲はその責任を負わない。

2 第4条及び第5条に基づき実施した施業により、対象森林等の林相が著しく変化したり、又は立木その他に損害を生じた場合にあっても、甲はその責任を負わない。

(協定に係る権利及び義務の承継等)

第10条 丙は、協定の期間中において対象森林等に地上権、質権、使用賃借による権利、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定（以下、「権利の設定」という。）をする場合又は対象森林等について売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転（以下、「所有権の移転」という。）をする場合は、甲にその旨を届け出るものとする。この場合、森林所有者は、権利の設定又は所有権の移転の相手方に、この協定に定める権利及び義務を承服させるものとする。

2 丙は、前項の規定による権利の設定又は所有権の移転に際して、この協定を解除する場合又は前項後段の規定による所有権の移転の相手方へのこの協定に定める権利及び義務の承服がなされない場合は、第4条及び第5条の整備のために要した費用を甲に支払わなければならない。

3 丙は、協定の期間中に氏名又は住所に変更があった場合は、速やかにこれを甲に書面で通知するものとする。

(協定に違反した場合の措置)

第11条 丙が第4条第2項又は第10条第1項の規定に違反したときは、丙は甲の請求に従い、第4条及び第5条の整備のために要した費用の支払いに応じなければならない。

(特別の事情による協定の失効)

第12条 次の各号においては、この協定は対象森林等の全部又は一部についてその効力を失う。

(1) 対象森林等の全部又は一部が、公共用又は公益事業の用に供されるとき。

(2) 火災、天災その他当事者の責に帰し得ない事由により対象森林等の全部又は一部が滅失したとき。

(協定の変更又は廃止)

第13条 丙は、協定に参加する森林所有者全員の合意のもと、甲、乙に対しこの協定の廃止を申出ることができる。

2 丙は、協定に参加する森林所有者の過半数以上の合意のもと、甲、乙に対しこの協定の変更を申出ることができる。

3 第1項及び第2項の申出があった場合、変更又は廃止について甲、乙、丙が協議して決定するものとする。

4 甲又は乙が、この協定の変更若しくは廃止をしようとするときは、甲又は乙は協議会等を開催し、丙の参加を求めたうえで協議して決定するものとする。

(その他)

第14条 この協定の運営に関し、その他必要な事項は別に定める。

上記の協定の締結に同意します。

(元号) 年 月 日

甲 住所
氏名

乙 住所
氏名

丙 住所
氏名

同 意 書

別紙1

○○地区広葉樹林化(又は針広混交林化)団地

別紙2

森林施業の計画

別紙3

森林作業道及びその他の施設の設置等

	名称	開設等	工事期間等	実施主体	管理主体	備考
森林作業道 の 整備等	森林作業道 ○○線	延長 ○○km ○○林小班	(元号) 年 月 日 ～ (元号) 年 月 日	○○森林組合	○○森林組合	

様式第2号（被害森林整備）<事業主体が県又は市町村以外の場合>

○○地区被害森林整備施業協定(例)

(目的)

第1条 この協定は、○○地区被害森林整備協定（以下「協定」という。）と称し、○○森林組合（以下「甲」という。）が第2条に掲げる民有林（以下「○○地区被害森林整備団地」という。）において、○○市町村（以下「乙」という。）及び被害森林所有者との合意のもと、気象害等による被害森林の復旧のため必要な施業を行うことを目的とする。協定は、甲、乙及び○○地区被害森林所有者の代表者（以下「丙」という。）の合意により締結する。

(協定締結事務の委任)

第2条 被害森林所有者は合意のもと、丙を置くものとする。

2 被害森林所有者は丙に協定の締結事務について委任することができるものとする。

(区域及び面積)

第3条 協定の目的となる森林の区域及びその面積等は別紙1のとおりとする。

(事業主体が行う施業)

第4条 甲は、別紙2に定める森林施業の種類、実施方法及び時期等を遵守して森林整備を実施する。

2 丙は森林施業の実施後、おおむね10年間は皆伐を行わないものとする。

(森林作業道の開設及びその他の施設の整備)

第5条 甲は、前条に掲げる事項を実施するために森林作業道、及びその他の施設の整備が必要なときは、別紙3に定めるところにより行うものとする。

(費用の負担)

第6条 事業に要する費用については、甲、乙、丙が協議し決定する。

(有効期間)

第7条 協定の有効期間は、協定の締結を行った日から（元号）○○年○○月○○日までとする。

(協定を遵守するための措置)

第8条 乙は、第4条の森林施業及び第5条の森林作業道の開設及びその他の施設の整備が計画的に実施されるよう指導、助言等を行うものとする。

(災害等による損害)

第9条 協定の期間中に、火災、天災その他、甲の責めに帰し得ない事由により対象森林等に生じた損害及び第三者に生じた損害については、甲はその責任を負わない。

2 第4条及び第5条に基づき実施した施業により、対象森林等の林相が著しく変化したり、又は立木その他に損害を生じた場合にあっても、甲はその責任を負わない。

(協定に係る権利及び義務の承継等)

第10条 丙は、協定の期間中において対象森林等に地上権、質権、使用賃借による権利、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定（以下、「権利の設定」という。）をする場合又は対象森林等について売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転（以下、「所有権の移転」という。）をする場合は、甲にその旨を届け出るものとする。この場合、森林所有者は、権利の設定又は所有権の移転の相手方に、この協定に定める権利及び義務を承服させるものとする。

2 丙は、前項の規定による権利の設定又は所有権の移転に際して、この協定を解除する場合又は前項後段の規定による所有権の移転の相手方へのこの協定に定める権利及び義務の承服がなされない場合は、第4条及び第5条の整備のために要した費用を甲に支払わなければならない。

3 丙は、協定の期間中に氏名又は住所に変更があった場合は、速やかにこれを甲に書面で通知するものとする。

(協定に違反した場合の措置)

第11条 丙が第4条第2項又は第10条第1項の規定に違反したときは、丙は甲の請求に従い、第4条及び第5条の整備のために要した費用の支払いに応じなければならない。

(特別の事情による協定の失効)

第12条 次の各号においては、この協定は対象森林等の全部又は一部についてその効力を失う。

(1) 対象森林等の全部又は一部が、公共用又は公益事業の用に供されるとき。

(2) 火災、天災その他当事者の責に帰し得ない事由により対象森林等の全部又は一部が滅失したとき。

(協定の変更又は廃止)

第13条 丙は、協定に参加する森林所有者全員の合意のもと、甲、乙に対しこの協定の廃止を申出ることができる。

2 丙は、協定に参加する森林所有者の過半数以上の合意のもと、甲、乙に対しこの協定の変更を申出ることができる。

3 第1項及び第2項の申出があった場合、変更又は廃止について甲、乙、丙が協議して決定するものとする。

4 甲又は乙が、この協定の変更若しくは廃止をしようとするときは、甲又は乙は協議会等を開催し、丙の参加を求めたうえで協議して決定するものとする。

(その他)

第14条 この協定の運営に関し、その他必要な事項は別に定める。

上記の協定の締結に同意します。

(元号) 年 月 日

甲 住所
氏名

乙 住所
氏名

丙 住所
氏名

同 意 書

別紙1

〇〇地区被害森林整備団地

別紙2

森林施業の計画

別紙3

森林作業道及びその他の施設の設置等

	名称	開設等	工事期間等	実施主体	管理主体	備考
森林作業道 の 整備等	森林作業道 ○○線	延長 ○○km ○○林小班	(元号) 年 月 日 ～ (元号) 年 月 日	○○森林組合	○○森林組合	

様式第3号

○○地域（○○地区）森林環境保全整備事業計画

1 計画策定主体				
2 対象市町村				
3 計画の期間				
4 計画の目標				
5 定量的指標				
6 対象事業				
事業名	事業実施主体	工 期	総事業費	備考
森林環境保全直接支援事業				
特定森林再生事業				
森林資源循環利用林道整備事業				
山村強靭化林道整備事業				
林業専用道整備事業				
林道施設PCB廃棄物処理促進対策事業				
合計 (全体事業費)				

※対象事業の区域・箇所を示した図面を添付

7 事業量

(1) 森林環境保全直接支援及び特定森林再生事業

(単位 : ha, m)

事業名 事業内容	森林環境保全 直接支援事業	特定森林再生事業 (森林緊急造成)	特定森林再生事業 (重要インフラ施設 周辺森林整備)	合計
a 人工造林				0.00
b 樹下植栽等				0.00
c 下刈り				0.00
d 雪起こし				0.00
e 倒木起こし				0.00
f 枝打ち				0.00
g 除伐				0.00
h 保育間伐				
i 間伐				0.00
j 更新伐				0.00
付 帶 施 設 等 整 備	k 鳥獣害防止施設等整備			0
	l 荒廃竹林整備			0
	m 林内作業場及び林内 かん水施設整備			0
	n 林床保全整備			0
o 森林作業道整備				0
計	森林整備 (ha) ※注			0.00
	森林作業道整備 (m)			0

※注 森林整備とは、上記事業内容のa～jの施業とする。

(2) 林業生産基盤整備道、山村強靭化林道及び林業専用道

事業内容		事業名	森林資源循環利用林道整備事業	山村強靭化林道整備事業	林業専用道整備事業
		林業生産基盤整備道	林業専用道	山村強靭化林道	林業専用道
開 設	路線数				
	事業量(m)				
	走行時間	→	→		
	中間土場整備 (円/m ³)	→	→		
改 良 (舗装以外)	路線数				
	箇所数				
	走行時間	→	→		
改 良 (舗 装)	路線数	()	()		()
	事業量(m)	()	()		()
	走行時間	→	→		
作業ポイント整備	路線数				
	箇所数				
接続路整備	路線数				
	箇所数				

注) 走行時間については、左側に開設又は改良前の走行時間、右側に開設又は改良後の走行時間を記載すること。

改良については二段書きとし、林業生産基盤整備道の欄は林業生産基盤整備道以外分、林業専用道の欄は林業専用道以外分を上段に内数として括弧書きで記載すること。

(3) 林道施設 P C B 廃棄物処理促進対策事業

	P C B の濃度分析調査	P C B の処理等	
		塗膜の剥離	塗膜の処分
箇所数			()

注) P C B の処理等のうち塗膜の処分については二段書きとし、塗膜の剥離と同時に実施するものについては上段に内数として括弧書きで記載すること。

8 その他

(1) 市町村が多様な森林整備を特に重点的に推進すべき地域に関する事項
（「長期育成循環施業の実施について」（平成13年3月30日付け12林整整第718号林野庁長官通知）の第2の1の（2）関連）

ア 森林の区域及びその面積

実 施 区 域 （林小班名）	面 積 （ha）

イ 長期的な森林の取扱いの基本方針

ウ 森林施業の方法に関する事項

エ 最低15年間、当該森林が維持すべき立木材積

※対象事業の区域・箇所を示した図面を添付

オ その他必要な事項

（付図）事業計画図

様式第4号

森林環境保全直接支援事業 事前計画（例）

番 号
○年○月○日

○○県（都道府）知事 ○○ ○○ 殿

申請者（事業主体）
(住所)
○○森林組合
組合長 ○○ ○○

森林環境保全整備事業実施要領第2の4に基づき、下記のとおり提出します。

記

1 対象区域及び面積 ○○市 ○○地区 100ha
(区域の範囲は別紙計画図のとおり)

2 計画期間 平成29年度～平成30年度（2年間）

3 年度別計画（概数） 詳細は別紙内訳及び計画図のとおり

区分	保育 間伐 (ha)	間伐 (ha)	更新伐 (ha)	うち人 工造林 を伴う 伐採	人工造林 (ha)		○○ (ha)	間伐・ 更新伐 計 (ha)	森林作 業道 (m)
					伐採	造林			
29年度	2	6	12	8				18	1,180
30年度	4	12			2	10		12	400
計	6	18	12	8	2	10		30	1,580

森林作業道整備と
一體的に実施する
施業を適宜追加

別紙については、必要な記載内容を示す既存の資料等（森林経営計画等）で代用することができる。
なお、森林経営計画等の区域と事前計画の対象区域が異なる場合にあっては、森林経営計画等の区域図をあわせて添付すること。

施業別計画内訳

1 人工造林

事業箇所①

事業箇所②

2 保育間伐

実施 年度	申 請 予定時期	施行地			林小班			森林現況				伐採率等		図面 番号	計画区分	認定番号	計画策定 (変更)時 期	施業 開始時期	備 考
		市町 村	大字・ 字	地番	林班	小班	枝番	樹種	林齡	齡級	面積 (ha)	伐採率	伐採 予定 時期						
H29	29-第3期	○○市	○○	1111	10	1	ア	スギ	20	4	2	30	○年○月	⑦	経営計画	123-456	H28.10.1	H30.4.1	
	小計										2								
H30	30-第2期	○○市	○○	2222	12	2	イ	スギ	20	4	2	30	○年○月	⑧	経営計画	123-456	H28.10.1	H30.4.1	
H30	30-第2期	○○市	○○	3333	13	3	ウ	スギ	20	4	2	35	○年○月	⑨	経営計画	123-456	H28.10.1	H30.4.1	
	小計										4								
計											6								

3 間伐

実施 年度	申 請 予定時期	施行地			林小班			森林現況				搬出方法等				図面 番号	計画区分	認定番号	計画策定 (変更)時 期	施業 開始時期	備 考	
		市町 村	大字・ 字	地番	林班	小班	枝番	樹種	林齡	齡級	面積 (ha)	作業 シス テム	搬出 材積 (m ³)	伐採率	出材 予定 時期	平均 材積 (m ³ /ha)						
H29	29-第3期	○○市	○○	1234	20	1	ア	スギ	45	9	6	車両系	240	30	○年○月		①	経営計画	123-456	H28.10.1	H30.4.1	
	小計										6		240			40						
H30	30-第2期	○○市	○○	5678	20	2	イ	スギ	45	9	10	架線系	400	30	○年○月		⑤	経営計画	123-456	H28.10.1	H30.4.1	
H30	30-第2期	○○市	○○	910	20	3	ウ	スギ	45	9	2		0	35			⑥	経営計画	123-456	H28.10.1	H30.4.1	
	小計										12		400			33						
計											18		640									

※申請予定時期ごとに小計をとり、平均材積(伐採木の搬出材積の合計を当該施行地の面積で除して得た値)を記載すること。

4 更新伐

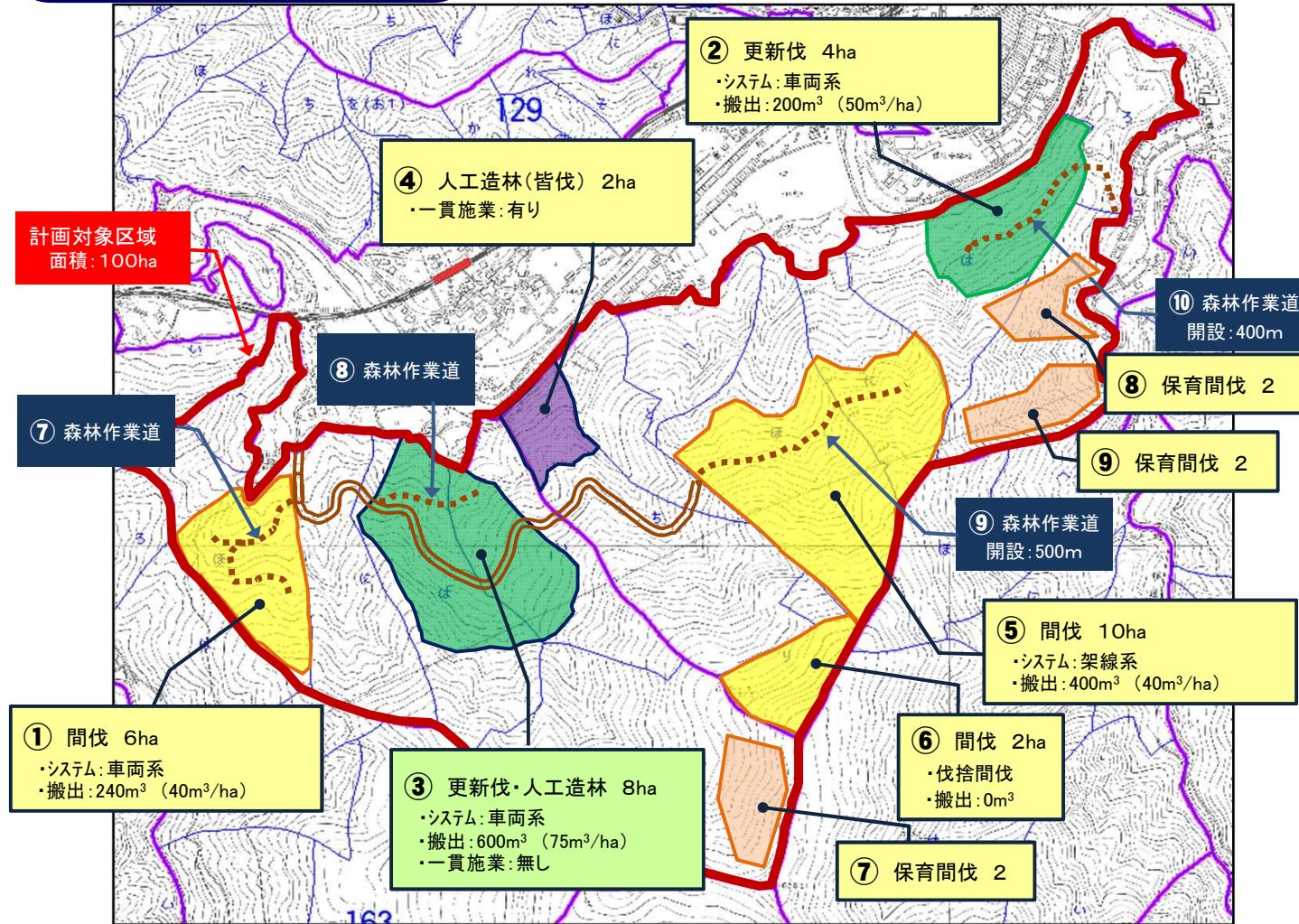
実施 年度	申 請 予定時期	施行地			林小班			森林現況				搬出方法等				図面 番号	計画区分	認定番号	計画策定 (変更)時 期	施業 開始時期	備 考	
		市町 村	大字・ 字	地番	林班	小班	枝番	樹種	林齡	齡級	面積 (ha)	作業 シス テム	搬出 材積 (m ³)	伐採率	出材 予定 時期	平均 材積 (m ³ /ha)						
H29	29-第3期	○○市	○○	5678	20	2	イ	スギ	55	11	4	車両系	200	40	○年○月		②	経営計画	123-456	H28.10.1	H30.4.1	
H29	29-第3期	○○市	○○	910	20	3	ウ	スギ	70	14	8	車両系	600	40	○年○月		③	経営計画	123-456	H28.10.1	H30.4.1	
	小計										12		800			67						
計											12		800									

※申請予定時期ごとに小計をとり、平均材積(伐採木の搬出材積の合計を当該施行地の面積で除して得た値)を記載すること。

5 森林作業道

実施 年度	申 請 予定時期	起 点 位 置						終 点 位 置						路線名	整 備 の 内 容			図面 番号	備 考
		市町 村	大字・ 字	地番	林班	小班	枝番	市町 村	大字・ 字	地番	林班	小班	枝番		内容	幅員 (m)	延長 (m)		
H29	29-第2期	○○市	○○	1234	20	1	ア	○○市	○○	1234	20	1	ア	○○1号線	開設	3.0	480	⑦	(一体的に実施する施業名)
H29	29-第3期	○○市	○○	5678	20	2	イ	○○市	○○	5678	20	2	イ	○○2号線	開設	3.0	200	⑧	(一体的に実施する施業名)
H29	29-第4期	○○市	○○	910	20	3	ウ	○○市	○○	910	20	3	ウ	○○3号線	開設	3.0	500	⑨	(一体的に実施する施業名)
	小計																		
H30	30-第3期	○○市	○○	910	20	3	ウ	○○市	○○	910	20	3	ウ	○○4号線	開設	3.0	400	⑩	(一体的に実施する施業名)
	小計																		
計																	1,580		

計画図



様式第5号

花粉発生源対策促進事業にかかる事前計画

番 号
(元号) 年 月 日

地方事務所長等 様

職 氏名

鳥取県造林事業実施要領第2の2の(2)の規定に基づき、下記のとおり提出します。

記

- 1 対象区域及び面積
- 2 実施予定期間
- 3 添付書類
 - (1) 事前計画（概数）
 - (2) 計画図
 - (3) 苗木発注書等

事前計画(概数)

1 伐倒・搬出集積・地拵え・植栽

実施 予定年度	予定箇所	森林現況		実施面積 (ha)	搬出材積 (m ³)	出材 予定期	作業 システム	植栽苗木		森林經營計画 認定番号等
		樹種	林齡					樹種	品種	

※1 作業システム欄においては、車両系又は架線系と記載すること。

2 林木被害防止施設等整備

実施 予定年度	予定箇所	施設名	延長(m)

3 森林作業道整備

実施 予定年度	予定箇所	延長		権原を有する者	現況路網密度 (m/ha)
		開設(m)	改良(m)		

下刈施行地における植栽木樹高調査表

申請番号		調査地①		調査地②		調査地③		調査地④	
番号	樹高								
1		1		1		1		1	
2		2		2		2		2	
3		3		3		3		3	
4		4		4		4		4	
5		5		5		5		5	
6		6		6		6		6	
7		7		7		7		7	
8		8		8		8		8	
9		9		9		9		9	
10		10		10		10		10	
11		11		11		11		11	
12		12		12		12		12	
13		13		13		13		13	
14		14		14		14		14	
15		15		15		15		15	
16		16		16		16		16	
17		17		17		17		17	
18		18		18		18		18	
19		19		19		19		19	
20		20		20		20		20	
21		21		21		21		21	
22		22		22		22		22	
23		23		23		23		23	
24		24		24		24		24	
25		25		25		25		25	
計	0.0								
平均樹高	0.0								

総平均

0.0

<記載注意>

- 1 樹高は小数点2位以下を切り捨て、小数点1位まで記載すること。

枝打ち調査表

申請番号		樹種						
標準地A			標準地B		標準地C			
番号	枝下高 (m)	枝打ち幅 (m)	番号	枝下高 (m)	枝打ち幅 (m)	番号	枝下高 (m)	枝打ち幅 (m)
1			1			1		
2			2			2		
3			3			3		
4			4			4		
5			5			5		
6			6			6		
7			7			7		
8			8			8		
9			9			9		
10			10			10		
11			11			11		
12			12			12		
13			13			13		
14			14			14		
15			15			15		
16			16			16		
17			17			17		
18			18			18		
19			19			19		
20			20			20		
21			21			21		
22			22			22		
23			23			23		
24			24			24		
25			25			25		
平均			平均			平均		
生立本数 ①			生立本数 ④			生立本数 ⑦		
枝打実施本数 ②			枝打実施本数 ⑤			枝打実施本数 ⑧		
枝打ち実施率 ③=②/①			枝打ち実施率 ⑥=⑤/④			枝打ち実施率 ⑨=⑧/⑦		

ha当たり枝打ち実施本数

(例： (②+⑤+⑧) / 3 × 1 0 0)

本/ha

平均枝打ち実施率

(例： (③+⑥+⑨) / 3)

%

※1： 枝下高は、枝下高が地上1メートルを超える2メートル未満の植栽木も含めて、標準地内における枝打ちを実施した全ての植栽木について、枝下高を確認し、その平均値を当該標準地の平均枝下高とする。

※2： 枝打ち幅は、地上1メートル以上の高さの枝打ち幅が1メートル未満の植栽木も含めて、標準地内における枝打ちを実施した全ての植栽木について、地上1メートル以上の高さの枝打ち幅を確認し、その平均値を当該標準地の平均枝打ち幅とする。

※3： 枝打ち実施本数は、上記※2において枝打ち幅を測定した植栽木を枝打ち実施本数とする。

様式第8号

番 号
(元号) 年 月 日

職・氏名 様

事業主体
(代理人) 氏 名

(元号) 年度鳥取県造林事業費補助金に係る現地完了確認願

(元号) 年 月 日に提出した事前計画に基づく現地施行が別紙のとおり完了した
ので、現地完了の確認をしてください。

現地完了確認願明細表

現地完了確認調書

地方機関		事業名		市町村		現地確認者		現地確認者		現地確認日	備考
申請番号	枝番	事業主体	施行地			確認結果					
			大字	字	地番	事業種	樹種	面積	本数	森林作業道	
								幅員	延長		
計						件数	面積	本数			

- (注) 1 事業名は、森林環境保全直接支援事業、機能回復整備事業の区分を記入すること。
 2 事業種は、人工造林、保育間伐、間伐、更新伐、森林作業道整備、花粉発生源植替え等の区分を記入すること。
 3 現地完了確認を実施した施行地については、備考欄に現地確認と記入すること。
 4 現地確認者は、署名による場合は押印を省略することができる。

様式第10号

測量野帳

申請番号:	X累計	mm
造林所在地:	Y累計	mm
森林所有者:	水距累計	mm
測定者:	高度累計	mm
立会者:	精度	/
測定年月日: 年 月 日		
摘要:	面積	ha

視準点	測定点	方位角	高低角	斜距離	水平距離	高低差	Y	X	Z

注1: 申請番号は、原則として補助金交付申請書の申請番号と一致させる。

注2: 造林所在地は、字(大字)・地番を記載する。

注3: 摘要是、事業の種類を記載する。

注4: 面積の単位はhaとし、小数点以下第3位を切り捨てて第2位に止める。

注5: 角度の単位は度とする。長さの単位はmとし、小数点以下第2位を切り捨てて第1位に止める。

森林経営計画の作成に関する同意書

(元号) 年 月 日

職 氏名 様

住所
申請者
氏名

私は、鳥取県造林事業の申請書等提出に当たって、次の事項について同意します。

- 1 下記の箇所について、原則として当該申請書等提出時を含む年度の翌年度までに森林経営計画の対象森林とすること。
- 2 地方事務所長又は森林づくり推進課長は、下記の関係市町村に対し本同意書の写しを送付するとともに、下記の申請箇所が存する林班内又は森林法施行規則（昭和 26 年農林水産省令第 54 号）第 33 条第 1 号ロに定める区域内において森林経営計画を作成しようとする者がいる場合は、その者の求めに応じて本同意書を開示すること。

(申請書等提出箇所)

(単位: h a)

申請番号・枝番	市町村	林班	小班	造林所在地	面積

森林経営計画の作成に関する同意書

(元号) 年 月 日

職 氏名 様

住所
申請者
氏名

私は、鳥取県造林事業の申請書等提出に当たって、次の事項について同意します。

※必要に応じて次の文言を追記する。

なお、下記の箇所については、申請書等提出時において同一林班内又は森林法施行規則（昭和 26 年農林水産省令第 54 号）第 33 条第 1 号ロに定める区域（以下「区域」という。）内に他の者による森林経営計画（属人計画を除く）が作成されているが、森林経営に関する方針等が一致しない等、森林経営計画の作成に係る協議が整わず、森林経営計画の対象森林とすることをできないことを申し添えます。

- 1 下記の箇所について、今後、森林経営計画を作成するよう努めること。
- 2 下記の箇所について、同一林班内又は区域内に森林経営計画が作成されるなど森林経営計画の認定要件を満たすこととなった場合は、速やかに当該箇所を森林経営計画の対象森林とすることを努めること。
- 3 地方事務所長又は森林づくり推進課長は、下記の関係市町村に対し本同意書の写しを送付するとともに、下記の箇所を含む林班内又は区域内において森林経営計画を作成しようとする者がいる場合は、その者の求めに応じて本同意書を開示すること。

(申請書等提出箇所)

(単位: h a)

申請番号・枝番	市町村	林班	小班	造林所在地	面積

様式第13号

収入及び支出を明らかにした帳簿

申請単位番号	年月日	摘要	収入 円	支出 円	差引額 円	備考

注1:「摘要」欄には、収入(支出)先を記入する。

注2:「備考」欄に事項(苗木代、肥料代等)を記入する。

様式第14号

年度(第 期)施行台帳

(单位:ha, m, %, 円)

注1:施行地ごとに、収入及び支出を整理する。

注2:収入及び支出の科目は適宜修正することができる。

樣式第15号

年度(第 期)補助金及び経費明細書

(单位:ha、m、%、円)

注1:補助金配付を金融機関の預金口座を利用して行った場合は、振込書を整理しておくこと。

注2:補助金配付を現金で行った場合は、受領書を申請番号順に整理しておくこと。

注3:補助金に係る収支を整理するものであるため、精算内訳は補助金により貯うべきもののみとする。

様式第 16 号

○○年度補助金及び経費通知書

事業主体 ○○ ○○ 殿

代理人 ○○森林組合
組合長 ○○ ○○

申請の委任があった○○年度鳥取県造林事業費補助金について、今回補助金額が決定、交付されました。つきましては、依頼を受けた条項に基づき、下記のとおり精算の上、配付することとなりましたので通知します。

なお、補助金の交付には条件が付されていますので、遵守されるよう併せて通知します。

記

1 補助金額

○○年度 交付額 円

2 精算額

(1)事務取扱手数料 円
(2)○○○の立替代金 円
(3)森林保険料 円

計

円

3 差引支払額

円

4 配付方法

○年○月○日、○○銀行貴殿預金口座に振り込みました。

(現金交付の場合は、「○年○月○日～○年○月○日の○時から○時の間に、本状及び印鑑を持参の上、必ずご本人が○○までお出かけください。」とする。)

5 交付条件

○年度 第○期 森林整備完了届(例)

★申請単位番号	★整理番号 (コード番号)	★申請番号 (コード番号)	施行地		★林小班			作業種	樹種	林齢 (植栽年度)	面積 (延長)	間伐率	森林經營計画等 認定番号	集約化実施計画 承認番号	事前計画 提出日 (人工造林、間伐、 更新伐)	図面番号	育单・育複別	備考	★所有者、地番 確認
			(大字字)	(地番)	林班	小班	枝番												
小計		○〇〇	1234	20	1	ア	間伐 (定性)	スギ	35	2.30	30	202-14-303	—	250501	①	単	(経営計画)		
		○〇〇	5678	20	2	イ	間伐 (列状)	スギ	40	1.22	30	202-14-303	—	250501	②	単			
		○〇〇	910	20	3	ウ	間伐 (定性)	スギ	35	1.88	30	202-14-303	—	250501	③	単			
											5.40								
小計		○〇〇	111	30	1	ア	間伐 (列状)	スギ	47	2.98	30	202-14-101	240-15-222	250501	④	単	(経営計画)		
		○〇〇	222	30	2	ア	間伐 (列状)	スギ	50	2.33	30	—	240-15-222	250501	⑤	単	(特定間伐)		
小計		○〇〇	333	210	3	ア	保育間伐	スギ	30	0.61	30	202-14-384	—	—	⑥	単	(経営計画) 胸高直径調査表		
											0.61								
小計		○〇〇	444	214	1	ア	除伐	スギ	20	1.12		202-14-384	—	—	⑦	単	(経営計画)		
										1.12									
合計										11.83									
使用苗木				完了年月日	年 月 日			これまでに、この場所のこの事業につき補助金又は融資を受けたこと						有・無					
その他必要な事項																			
上記のとおり完了したので届けます。なお、鳥取県造林事業費補助金交付申請の手続きをお願いします。																			
年 月 日																			
○〇森林組合長 ○〇 ○〇殿																			
事業者 住所 氏名																			

記載の注意

- 1)★印は森林組合で記入します。
- 2)事業箇所の番地は正確に書いてください。
- 3)事業者氏名は、施行地の所有者(登記されている人又は税を納めている人)の名前でお願いします。
- 4)所有者や地番等がわからないときは御相談ください。
- 5)記入欄が不足する場合は、別紙で表をつけてください。

注1:「所有者、地番確認欄」は、「林地台帳」等と記載する。

注2 完了届は、申請番号の順に綴じて森林組合等において保存する。

注3:個人ごとの別紙とせず、一覧表形式にすることができる。

様式第18号

見積書（例）

所在地	市町村	大字・字		地番	林班	小班	枝番	所有者			
森林現況	面積		ha	樹種		林齢	年生	成立本数	本/ha	立木材積	m^3/ha
施業内容	伐採率	%		伐採本数	本/ha	搬出材積			m^3/ha	作業道開設	m

事業費内訳

調査・選木		面積	ha × 単価	円/ha	①	
作業道設計		延長	m × 単価	円/m × 負担割合	%	②
伐採	除伐・切捨て	面積	ha × 単価	円/ha		
	伐倒	本数	本 × 単価	円/本		
	造材	搬出材積	$m^3 × 単価$	m^3/ha		
	集材	搬出材積	$m^3 × 単価$	m^3/ha		
	小計					③
作業道開設	開設	延長	m × 単価	円/m	④	
	資材1	構造物	個 × 単価	円/個	⑤	
	資材2	構造物	個 × 単価	円/個	⑥	
	資材3	構造物	個 × 単価	円/個	⑦	
	負担割合	④～⑦の計	円 × 負担割合	%	⑧	
機械回送		台数	台 × 単価	円/台 × 負担割合	%	⑨
直接事業費計		①②③⑧⑨の計				⑩
諸経費		⑩	×	%	⑪	
手数料		⑩⑪の計	×	%	⑫	
消費税		⑫の8%				⑬
事業費計		⑩～⑬の計				⑭

補助金

造林補助金	事業名 ()	ha	
作業道開設補助金	事業名 ()	m	
計			⑯

森林保険料

保険料（1年分）	面積	ha × 単価	円/ha	⑯
----------	----	---------	------	---

想定見積額	$⑭ - ⑯ + ⑯$	
-------	-------------	--

現況写真	施業地図面
------	-------

注1：森林の状況（施業の必要性）、施業内容、目標林型、次回の施業方針等を説明する。

注2：他の施業の場合は、施業内容及び事業費内訳を適宜修正する。

精算書（例）

年 月 日

殿

○○森林組合
組合長 ○○ ○○

下記について、別紙のとおり経費を精算しました。

契約締結 年月日		年 月 日		工期	着工	年 月 日		完了	年 月 日	
所在地	市町村	大字・字	地番	林班	小班	枝番		所有者		
森林現況	面積 ha	樹種		林齢 年生	成立 本数		本/ha	立木 材積 m ³ /ha		
施業内容	伐採率 %	伐採 本数	本/ha	搬出 材積 m ³ /ha		m ³	作業道 開設 m			

(別紙)

事業費内訳

調査・選木	面積 ha × 単価 円/ha	①
作業道設計	延長 m × 単価 円/m × 負担割合 %	②
除伐・切捨て	面積 ha × 単価 円/ha	
伐倒	本数 本 × 単価 円/本	
造材	搬出材積 m ³ × 単価 m ³ /ha	
集材	搬出材積 m ³ × 単価 m ³ /ha	
小計		③
作業道開設	延長 m × 単価 円/m	④
資材1	構造物 個 × 単価 円/個	⑤
資材2	構造物 個 × 単価 円/個	⑥
資材3	構造物 個 × 単価 円/個	⑦
負担割合	④～⑦の計 円 × 負担割合 %	⑧
機械回送	台数 台 × 単価 円/台 × 負担割合 %	⑨
直接事業費計	①②③⑧⑨の計	⑩
諸経費	⑩ × %	⑪
手数料	⑩⑪の計 × %	⑫
消費税	⑫の 8 %	⑬
事業費計	⑩～⑬の計	⑭

補助金

造林補助金	事業名 () ha	
作業道開設補助金	事業名 () m	
計		⑯

森林保険料

保険料（1年分）	面積 ha × 単価 円/ha	⑯
----------	-----------------	---

精算額	⑯ - ⑯ + ⑯	
-----	-----------	--

現況写真

施業地図面

注1：森林の状況（施業の必要性）、施業内容、目標林型、次回の施業方針等を説明する。

注2：他の施業の場合は、施業内容及び事業費内訳を適宜修正する。